

## PART 772

## DEFINITIONS OF TERMS 用語の定義

600 series	600シリーズ
600 Series Major Defense Equipment or MDE.	600シリーズの主要防衛装備品又はMDE
Access information	アクセス情報
Accessories	附属品
Accuracy	精度
Active flight control systems	アクティブ飛行制御装置
Active pixel	有効画素
Adaptive control	適応型制御
Adjusted Peak Performance (APP)	加重最高性能
Advisory Committee on Export Policy (ACEP)	輸出政策諮問委員会
AES	AES
Agricultural commodities	農産物
Aircraft	航空機
Airline	航空会社
Airship	飛行船
All compensations available	利用可能なすべての補正
Allocated by the ITU	ITUにより割り当てられた
Angle random walk	角度のランダムウォーク
Angular position deviation	角度位置の偏差
APP	APP
Applicant	申請者
Asymmetric algorithm	非対称アルゴリズム
Attachments	アタッチメント
Australia Group (AG)	オーストラリアグループ
Authentication	認証
Automated Export Systems (AES)	自動輸出システム
Average output power	平均出力
Bank	銀行
Basic gate propagation delay time	基本ゲート伝播遅延時間
Basic Scientific Research	基礎科学研究
Bias (accelerometer)	バイアス (加速度計)
Bias (gyro)	バイアス (ジャイロ)
Bill of Lading	積荷証券
Build-to-Print technology	ビルドトゥープリント技術
Business Unit	ビジネスユニット
CCL Group	CCLグループ
Camming	端面の振れ、軸方向の振れ
Canadian airline	カナダ航空会社
Capable of	能力がある

Category	カテゴリー
Chemical laser	化学レーザー発振器
Chemical Weapons Convention (CWC)	化学兵器禁止条約
Circular Error Probable (CEP)	平均誤差半径
Circulation-controlled, anti-torque or circulation-controlled direction control systems	反トルク又は方向を制御する装置であって、循環制御方式によるもの
Civil aircraft	民間航空機
COCOM (Coordinating Committee on Multilateral Export Controls)	対共産圏輸出統制委員会
Commerce Control List (CCL)	商務省規制品リスト
Communications channel controller	通信チャネルコントローラ
Commodity	貨物
Compensation systems	校正装置
Component	部分品
Composite	複合材料
III/V compounds	III/V族化合物
Contouring control	輪郭制御
Controlled country	規制国
Countries supporting International terrorism	国際テロ支援国
Country Chart	カントリーチャート
Country Groups	カントリーグループ
Critical temperature	臨界温度
Crude Oil	原油
Cryptanalytic items	暗号解析品目
Cryptographic activation	暗号機能有効化の手段
Cryptography	暗号処理
Customs officer	税関職員
CW Laser	持続波レーザー発振器
Data-Based Referenced Navigation ("DBRN") Systems	データベース参照航法 (DBRN) 装置
Data signalling rate	データ信号化速度
Depleted uranium	劣化ウラン
Designed or modified	設計又は改造したもの
Development	開発
Diffusion bonding	拡散接合
Digital computer	デジタル電子計算機
Digital transfer rate	デジタル伝送速度
Directorate of Defense Trade Controls (DDTC)	国防機器取引管理部

Dual use	デュアルユース
Dynamic adaptive routing	ダイナミックアダプティヴルーティング
Effective control	有効な管理
Electronic assembly	電子組立品
Encryption component	暗号部品
Encryption items	暗号品目
Encryption licensing arrangement	暗号輸出許可協定
Encryption object code	暗号オブジェクトコード
Encryption software	暗号ソフトウェア
Encryption source code	暗号ソースコード
End-effectors	エンドエフェクター
End item	最終品目
End-user	最終重要者
Energetic materials	エネルギー材料
Equipment	装置
Equivalent Density	等価密度
Explosives	爆発物
Export	輸出
Export Administration Act (EAA)	輸出管理法
Export Administration Regulations (EAR)	輸出管理規則
Export Administration Review Board (EARB)	輸出管理審査委員会
Export Control Classification Number (ECCN)	輸出規制分類番号
Export control document	輸出管理書類
Exporter	輸出者
Exporting carrier	輸出運送業者
Facilities	施設
FADEC Systems	full authority digital engine control systems 参照
FMU	"flexible manufacturing unit" 参照
Fibrous or filamentary materials	繊維
Film type integrated circuit	膜形集積回路
Financial institution	金融機関
Firm	企業
Flexible manufacturing unit (FMU)	フレキシブル生産ユニット
Fly-by-light system	フライバイライトシステム
Fly-by-wire system	フライバイワイヤシステム

Focal plane array	フォーカルプレーンアレイ
Food	食糧品
Foreign government agency	外国政府機関
Foreign person	外国人
Foreign policy control	外交政策上の規制
Foreign Terrorist Organization (FTO)	外国のテロリスト組織
Forwarding agent	運送業者
Fractional bandwidth	比帯域幅
Frequency hopping	周波数ホッピング
Frequency switching time	周波数切換え所要時間
Fuel cell	燃料電池
Full Authority Digital Engine Control Systems (FADEC Systems)	フルオーソリティデジタルエンジン制御システム
Fundamental research	基礎研究
Fusible	熔融性
General prohibitions	一般禁止事項
Government end-user (as applied to encryption items)	政府系最終需要者(暗号品目に適用される場合)
Hold Without Action (HWA)	何らの措置もとらずに留保される
Hybrid computer	ハイブリッドコンピュータ
Hybrid integrated circuit	ハイブリッド集積回路
Image enhancement	画像強調機能
Information security	情報システムのセキュリティ管理機能
Instantaneous bandwidth	瞬時帯域幅
Instrumented range	計測距離
Intent to Deny (ITD) letter	拒絶理由通知書
Interleaved Analogue-to-Digital Converter (ADC)	インターリーブ型ADC
Intermediate consignee	中間荷受人
Intrinsic Magnetic Gradiometer	イントリンシック型の磁場勾配計
Isostatic presses	アイソスタチックプレス
Item	品目
Know - see knowledge	"Knowledge"参照
Knowledge	認識
Laser	レーザー発振器
Law or regulation relating to export control	輸出管理関連の法律又は規則
Legible or legibility	明瞭性又は可読性
Less sensitive Government end users (as applied to encryption items)	暗号品目に適用されるところの機微度の低い政府系最終需要者

Library (parametric technical database)	ライブラリ (パラメトリック技術データベース)
License	輸出許可
License Application; application For license	輸出許可申請
License Exception	許可例外
Licensee	輸出許可証取得者
Lighter-than-air vehicles	軽航空機
Local area network	ローカルエリアネットワーク
MBTR - see maximum bit transfer rate	“maximum bit transfer rate” 参照
MMIC - see Monolithic Microwave Integrated Circuit	“Monolithic Microwave Integrated Circuit” 参照
MTCR - see Missile Technology Control Regime	“Missile Technology Control Regime” 参照
MTEC - see Missile Technology Export Control Group	“Missile Technology Export Control Group” 参照
Magnetic Gradiometers	磁場勾配計
Magnetometers	磁力計
Material	材料
Matrix	マトリックス
Maximum bit transfer rate (MBTR)	最大ビット転送速度
Measurement uncertainty	測定の不確かさ
Media access unit	メディアアクセスユニット
Medical devices	医療機器
Medicines	医薬品
Metal embrittlement agents	金属脆化剤
Microcomputer microcircuit	マイクロコンピュータ
Microorganisms	微生物
Microprocessor microcircuit	マイクロプロセッサ
Microprogram	マイクロプログラム
Military commodity	軍用貨物
Missile Technology Control Regime (MTCR)	ミサイル技術管理レジーム
Missile Technology Export Control Group (MTEC)	ミサイル関連技術輸出規制グループ (MTEC)
Missiles	ミサイル
Monolithic integrated circuit	モノリシック集積回路
Monolithic Microwave Integrated Circuit (MMIC)	モノリシックマイクロ波集積回路
Monospectral imaging sensors	モノスペクトルイメージセンサー

More sensitive government end users (as applied to encryption items)	暗号品目に適用されるところの“より機微度の高い政府系最終需要者”
Motion control board	モーションコントロールボード
Multichip integrated circuit	マルチチップ集積回路
Multi-data-stream processing	並列処理機能
Multiple channel Analogue-to-Digital Converter (ADC)	複数のチャンネルを有するADC
Multispectral Imaging Sensors	マルチスペクトルイメージセンサー
N. E. S. or n. e. s.	他のエントリーで指定されていないもの
NATO (North Atlantic Treaty Organization)	北大西洋条約機構
NLR - No License Required	輸出許可不要
NSG - see Nuclear Suppliers Group	“Nuclear Suppliers Group” 参照
Natural uranium	天然ウラン
Net value	正味価額
Network access controller	ネットワーク・アクセス・コントローラ
Non-standard cryptography	非標準暗号
Nuclear reactor	原子炉
Nuclear Suppliers Group (NSG)	原子力供給国グループ (NSG)
Numerical control	数値制御
“OAM”	“OAM”
Object code (or object language)	オブジェクトコード又はオブジェクト言語
Office of Foreign Assets Control (FAC) or (OFAC)	海外資産管理局
Open cryptographic interface	オープン暗号インタフェース
Operating Committee (OC)	運営委員会
Operations, Administration or Maintenance (OAM)	操作、管理又は保守 (OAM)
Optical integrated circuit	光集積回路
Optical switching	光交換機能
Order Party	注文当事者
Organization for the Prohibition of Chemical Weapons (OPCW)	化学兵器禁止機関
Other party authorized to receive license	輸出許可を受ける権限を与えられた他の当事者

Overall current density	最大電流密度
Part	部品
Part program	パートプログラム
Payload (MTCR)	ペイロード
Peak power	ピーク出力
person	人
Personal area network	パーソナルエリアネットワーク
Port of export	輸出港
Principal element	主要な要素
Principal parties in interest	主たる受益者
Production	製造
Production equipment	生産装置
Production Facilities	生産設備
Program	プログラム
Proof test	耐力試験
Proscribed person	禁止された者
Publicly available encryption software	一般に入手可能な暗号ソフトウェア
Published	公開されるもの
Pulse compression	パルス圧縮
Pulse duration	パルス幅
Pulsed laser	パルスレーザー発振器
Purchaser	購入者
Pyrotechnic(s)	火工品(信号・照明弾類)
Quantum cryptography	量子暗号
RWA - see Return Without Action	“Return Without Action”参照
radar frequency agility	レーダー周波数アジリティ
Radiant sensitivity	放射感度
Radar spread spectrum	レーダースペクトル拡散
Range	潜航可能範囲
Range (MTCR)	航続距離
Readable or readability	読みやすい又は読みやすさ
Real time Processing	実時間処理
Reasons for Control	規制理由
Recoverable commodities and software	回復可能な貨物及びソフトウェア
Reexport	再輸出
Release	提供
Repeatability	再現性
Repeatability	再現性
Replacement license	差替え輸出許可
Required	必要な
Return Without Action (RWA)	何らの措置もとらずに返送される

Robot	ロボット
Routed export transaction	ルーティッド輸出取引
Run-out	回転振れ
SHPL - see “super high power laser”	“Super High Power Laser”参照
SNEC - see Subgroup on Nuclear Export Coordination	“Subgroup on Nuclear Export Coordination”参照
Sample rate	サンプルレート
Scale factor	スケールファクター
Schedule B numbers	別表B番号
Shield	シールド
Signal analyzers	周波数分析器
Signal processing	信号処理
Single shipment	単一出荷
Software	ソフトウェア
Source code	ソースコード
Spacecraft	宇宙空間用の飛しょう体
Spacecraft bus	宇宙空間用の飛しょう体のバス
Spacecraft payload	宇宙空間用の飛しょう体のペイロード
Space qualified	宇宙用に設計した
Special fissile material	特殊核分裂物質
Specially Designated National (SDN)	特別指定国民
Specially Designated Terrorist (SDT)	特別指定テロリスト
Specially designed	特別に設計された
Specific modulus	比弾性率
Specific tensile strength	比強度
Spectral efficiency	スペクトル効率
Spinning mass gyros	スピニングマスジャイロ
Spread Spectrum	スペクトル拡散
Spread spectrum radar	スペクトル拡散レーダー
Stability	安定性
Steady State Mode	定常状態
Stored program controlled	蓄積プログラム制御方式
Subgroup on Nuclear Export Coordination (SNEC)	核輸出調整サブグループ
Subject to the EAR	EARの対象
Subject to the ITAR	ITARの対象
Substrate	基板
Substrate blanks	基板材料
Superalloys	超合金

Superconductive	超伝導
Super High Power Laser (SHPL)	超高出力レーザー
Superplastic forming	超塑性成形
Symmetric algorithm	対称アルゴリズム
System	システム
Technology	技術
Terminal interface	端末インタフェース装置
Three dimensional integrated circuit	三次元集積回路
Tilting spindle	ティルティングスピンドル
Time constant	応答時定数
Total control of flight	総合飛行制御
Total digital transfer	総合デジタル伝送速度
Toxins	毒素
Transfer	移転
Tunable	波長可変
U. S. person	米国人
U. S. subsidiary	米国子会社
Ultimate consignee	最終荷受人
Unidirectional positioning repeatability	一方向位置決めの繰返し性
United States	米国
United States airline	米国航空会社
Unmanned aerial	無人航空機
"Usable in", "usable for", "usable as" or "Capable of"	利用可能な又は能力を有するもの
Use	使用
User-accessible programmability	使用者によるプログラムの書換えが可能
Utilization facility	利用設備
Vector Rate	ベクトル生成速度
You	あなた

### § 772.1 輸出管理規則 (EAR) で用いられる用語の定義

以下は、輸出管理規則 (EAR) で用いられる用語の定義である。

本章において、EAR というときは、15 CFR chapter VII, subchapter C をいう。

引用符で囲ったこれらの用語は、商務省規制品リスト (CCL) (EAR § 774 付則 1) で用いられる用語を指している。引用符で囲った用語に続く括弧内の参照符 (すなわち、(Cat 5) [カテゴリー5]) は、その用語が見出される CCL のカテゴリーを指している。ある用語が CCL の 1 つの輸出規制分類番号 (ECCN) だけで用いられる場合には、その用語は本章の中には出てこないが、その ECCN の規制品目リストの関連定義欄において定義される。

#### 600 series [600 シリーズ]

商務省規制品リスト (CCL) で、"xY6zz" のフォーマットを持つ ECCN であって、以前、米国軍需品リスト上で規制されていた或いはワッセナーアレンジメントの軍需品リスト (WAML) で対象とする CCL 上の品目を規制する。"6" は、そのエントリーが CCL 上の軍需品エントリーであることを示す。"x" は、CCL のカテゴリーを表わし、"Y" は CCL の製品グループを表わす。"600 シリーズ" は、より広い CCL の中で、軍需品関連の ECCN を構成する。

#### 600 Series Major Defense Equipment or MDE [600 シリーズの主要防衛装備品又は MDE]

ECCN 9A610. a、9A619. a、9A619. b 又は 9A619. c にリストされる品目であって、非経常的な研究開発費が 5 千万ドルを超えるか、総生産費用が 2 億ドルを超えるもの。

**"600 シリーズの主要防衛装備品" の注:** MDE の最新のリストについては、DOD5105. 38-M "Security Assistance Management Manual (SAMM) I" の Appendix 1, (Nonrecurring Cost Recoupment Charges for Major Defense Equipment) (2012 年 4 月 30 日付) (オンラインで、[http:// www. dsca. osd. mil/ samm/ ESAMM/ Appendix01. htm](http://www.dsca.osd.mil/samm/ESAMM/Appendix01.htm) において入手可能) を参照のこと。

#### Access information [アクセス情報]

非暗号化形式で暗号化された技術又は暗号化されたソフトウェアにアクセスすることを可能にする情報をいう。例としては復号鍵、ネットワークアクセスコード、及びパスワードがある。

#### Accessories [附属品]

これらは、"部分品"、"最終品目"、又は"システムに対する関連品目"であって、それらの作動にとって無くしてはならないものではないが、それらの有用性又は有効性を強化するものである。たとえば、乗用芝刈機について、"附属品"及び"アタッチメント"には、刈られた草を集めるバッグ及び運転者を経営者を日光と雨から保護する風防が含まれる。この定義でいうところにおいて、"附属品"と"アタッチメント"は同じである。

#### "Accuracy" [精度] (カテゴリー 2、3、6、7 及び 8) —

"精度" は、通常、不正確さの面から測定される。"精度" は、一般に容認されている標準又は真値からの表示値の正又は負の最大偏差をいう。

#### "Active flight control systems" [アクティブ飛行制御装置] (カテゴリー 7) —

自律的に複数のセンサーからの出力信号を処理し、かつ、自動制御系に事前に必要な指令を出すことにより、望ましくない"航空機"及び"ミサイル"の運動又は構造荷重を防ぐ機能をいう。

#### "Active pixel" [有効画素] (カテゴリー 6) —

光 (電磁気) を受けた時に、光電変換機能を持つ固体アレーの最小 (単一) の素子をいう。

#### "Adaptive control" [適応型制御] (カテゴリー 2) —

動作中に検出する条件から応答を調整する制御システムをいう (ISO 2806-1980 参照)。

#### "Adjusted Peak Performance" (APP) [加重最高性能] (カテゴリー 4)

64 ビット以上の浮動小数点加算と乗算を実行する"デジタル電子計算機"に適用される加重された最高速度をいう。APP の計算式は、商務省規制品リストのカテゴリー 4 の最後の Technical Note に記載されている。

#### Advisory Committee on Export Policy [輸出政策諮問委員会] (ACEP)

ACEP の議決権を持つメンバーには、商務省輸出管理担当次官補、並びに国務省、国防総省、(暗号輸出については) 司法省、エネルギー省及び軍備管理軍縮局の次官補レベルの代表者を含む。統合参謀本部のしかるべき代表者及び中央情報局の拡散防止センター長官は、議決権を持たないメンバーである。商務省輸

出管理担当次官補が議長である。機関又は省庁の適切な代理の次官補、副次官補又は同等の力量を備えた者は、関係機関又は省庁の次官補の代わりをつとめることができる。このような代表は、ランクに関係なく、彼らの機関又は省庁の代表として発言及び投票が行える。上記で特定される以外の他の政府機関又は省庁に関係する問題が審議中の場合、ACEP は、ACEP の活動に参加させるために当該機関又は省庁の次官補レベルの代表者を招聘することができる。決定は、多数決によってなされる。

AES.

“Automated Export System”を参照のこと。

Agricultural commodities [農産物]

農産物には以下のものを含む：

食品（加工食品を含む）；飼料；魚類；貝・甲殻類及び魚肉製品；ビール、ワイン及びスピリット；家畜；綿、ウール及びその他の繊維を含む繊維製品；タバコ及びタバコ製品；木材及び木材製品；種子；肥料及び有機肥料；受精卵、胚芽及び精液等の繁殖材料。

EAR でいうところにおいて、農産物には以下のものを含まない：

木製家具；植物又は動物の素材から製造された衣類；農器具（手工具か、電動装置かを問わない）；農薬、殺虫剤若しくは除草剤；又は化粧品（もっぱら植物素材から得られたものを除く）。

注 1：この農産物の定義には、2001 年の農業、田園開発、食品医薬品局及び関連機関歳出法（法）（公法 106-387）の第 775 節にリストされる肥料及び有機肥料並びに同法の第 902 節に含まれるところの 1978 年の農産物貿易法（7 U. S. C. 5602）の第 102 節にリストされる貨物に加えて、農務省により 1978 年の農産物貿易法の第 102 節の適用範囲に分類することが決定された貨物を含む。

注 2：許可例外 AGR（EAR § 740. 18 参照）でいうところの農産物には、ビタミン、ミネラル、食品添加物及び食餌療法の栄養補助食品並びに瓶詰めの水も含む。

注 3：許可例外 AGR、並びに財務省海外資産管理局により公布、施行された該当する規則で示される輸出許可手続きのもとにイラン及びスーダンへの輸出許可申請書でいうところにおいては、農産物には、EAR99 に類別されるもののみを含む。

“Aircraft” [航空機]（カテゴリー1、6、7 及び 9）--

固定翼、旋回翼、回転翼（ヘリコプター）、ティルトローター又はティルトウィングを持った飛行体をいう。（“civil air-craft”も参照のこと）

Airline [航空会社]

米国政府又は外国政府による認可に従って、代償又は使用料を得るために主として航空機で人又は物の輸送に従事する者をいう。

“Airship” [“飛行船”]（カテゴリー2 及び 9）

動力駆動の空中飛行体であって、空気より軽いガス体（通常はヘリウム、以前は水素）によって浮揚性を維持するものをいう。

“All compensations available” [利用可能なすべての補正]（カテゴリー2）

個々の工作機械モデルについて、全ての位置決めに対する系統的誤差又は個々の三次元測定機についての測定誤差を最小にするために、製造者が利用できるすべての実行可能な手段が考慮された後のものをいう。

“Allocated by the ITU” [ITU により割り当てられた]（カテゴリー3 及びカテゴリー5 part 1）--

最新版の ITU [国際電気通信連合] 無線通信規則により 1 次業務及び 2 次業務用に周波数帯域を割り当てられたことをいう。

注意：付加分配及び代替分配への割り当ては含まれない。

“Angle random walk” [角度のランダムウォーク]（カテゴリー7）

ホワイトノイズに引き起こされる一定時間の角度の誤差を角速度で表したものをいう。（IEEE STD 528-2001）

“Angular position deviation” [角度位置の偏差]（カテゴリー2）--

測定装置の回転テーブルに被測定物をセットし、測定原点復帰の調整を行って測定したときの、当該測定装置が示す角度位置の値と示すべき角度の真値との最大差をいう。（VDI/VDE 2617、ドラフト：‘三次元測定機の回転テーブル’を参照のこと）。

APP

“Adjusted Peak Performance”を参照のこと。この用語は、引用符（“ ”）なしでも出てくる場合がある。

## Applicant[申請者]

輸出又は再輸出の許可を申請する者であって、品目の輸出又は再輸出を決定し管理する主たる受益者の権限を有する者をいう。EAR § 748.4 及び EAR の本章の“exporter”の定義を参照のこと。

## “Asymmetric algorithm” [非対称アルゴリズム] (カテゴリー5)

暗号化と復号に数学的に関連性を有する別々の鍵を使用する暗号アルゴリズムをいう。

**Technical Note:** “非対称アルゴリズム”の一般的な用途は、鍵管理である。

## Attachments[アタッチメント]

これらは、“部分品”、“最終品目”、又は“システムに対する関連品目”であって、それらの作動にとって無くしてはならないものではないが、それらの有用性又は有効性を強化するものである。たとえば、乗用芝刈機について、“附属品”及び“アタッチメント”には、刈られた草を集めるバッグ及び運転者を経営者を日光と雨から保護する風防が含まれる。この定義でいうところにおいて、“附属品”と“アタッチメント”は同じである。

## Australia Group[オーストラリアグループ]

オーストラリアグループ参加国は、特定のデュアルユース化学物質（即ち、化学製剤の原料となる化学物質）、生物剤、関連する製造設備及び装置、並びに関連技術について、これらの品目の輸出が化学生物兵器の拡散に寄与しないことを確かなものとするために、協調した規制を採択することに合意した。

2013年11月1日現在のオーストラリアグループ参加国：

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、**インド**、アイルランド、イタリア、日本、韓国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国及び米国。

EAR § 742.2 についても参照のこと。

## “Authentication” [認証] (カテゴリー5P2)

使用者、プロセス又は機器の妥当性を確認すること（例えば、情報システムのリソースへのアクセスを許可するために妥当性を確認すること）をいう。これには、メッセージその他情報の発信元若しくは内容の妥当性を確認すること及びパスワード、個人識別番号データ（PINs）若しくは不正なアクセスを防止するための類似のデータの保護に直接関連しないファイル若しくはテキストの暗号化機能以外のすべてのアクセス制御機能を含む。

## Automated Export System[自動輸出システム] (AES)

AES は、すべての港で、かつ、すべての輸送手段について全国で使用できるシステムをいう。このシステムにより、複数の機関が必要とする輸出船積みデータを、電子データ交換（EDI）の効率性を利用して米国税関国境警備局に電子的に提出される。AES によって輸出情報が電子的に集められ、ただちに編集されるようになる。AES の詳細情報については、国勢調査局のウェブサイト：<http://www.census.gov/foreign-trade/aes/index.html> 又は 15 CFR Part 30 外国貿易規則を確認すること。

## “Average output power” [平均出力] (カテゴリー6)

総レーザー出力エネルギー[ジュール]を一連の連続するパルスが放射される時間[秒]で除したものをいう。一連の一定間隔で放射されるパルスにあっては、単一パルスにおける総“レーザー”出力エネルギー[ジュール]に、“レーザー”のパルス周波数[ヘルツ]を乗じたものに等しい。

## Bank[銀行]

次のいずれかをいう：

- (a) 銀行、貯蓄組合、消費者信用組合、銀行持株会社、銀行貯蓄組合サービス会社、エッジ法法人、アグリメント法人若しくはその他の預金保険対象機関であって、米国若しくは州の法律のもとに組織され、かつ連邦銀行協会若しくは国家銀行監視局によって管理、監督されているもの；又は
- (b) 外国の法律のもとに組織された企業であって、銀行業務に従事する外国の銀行統制監督当局によって管理若しくは監督されているもの（限定されるものではないが、外国の普通銀行、外国の商業銀行及びその他の機関であって、これらの外国の機関が組織され若しくは運営している国において、日常的に銀行業務と関連して、銀行活動に従事しているものを含む）；又は



- (c) 発行手形交換又は決済サービスを提供するビジネスに従事する事業者であって、この事業者（又はこのメンバー）が連邦銀行協会、国家銀行監視局若しくは外国の銀行統制監督当局によって管理若しくは監督されているもの；又は
- (d) 本定義の(a)、(b)若しくは(c)でリストされるいずれかの事業者の支店又は系列会社であって、連邦銀行協会、国家銀行監視局若しくは外国の銀行統制監督当局によって管理若しくは監督されているもの；又は
- (e) 本項の(a)、(b)、(c)若しくは(d)でリストされるいずれかの事業者の系列会社であって、このような系列会社の銀行若しくは金融機関若しくは支店に対して、専らデータ処理サービスの提供ビジネスに従事しているもの。

“Basic gate propagation delay time”[基本ゲート伝播遅延時間] (カテゴリ-3)

“モノリシック集積回路”に使用される基本ゲートに対応する伝播遅延時間の値をいう。この値は、“モノリシック集積回路”の各‘ファミリー’に対しては、当該‘ファミリー’内の代表的なゲート当たりの伝播遅延時間、又は当該‘ファミリー’内のゲート当たりの代表的な伝播遅延時間のいずれかで指定される場合がある。

**Technical Note :**

1. “基本ゲート伝播遅延時間”は、複合“モノリシック集積回路”の入出力遅延時間と混同されるものではない。
2. ‘ファミリー’は、集積回路の個別の機能を除いて、製造方法及び仕様として次のすべての項目が適用される集積回路からなる：
  - a. 共通のハードウェア及びソフトウェアのアーキテクチャー；
  - b. 共通の設計技術及び加工技術；並びに
  - c. 共通の基本性能。

“Basic Scientific Research”[基礎科学研究] (GTN) --

主として現象又は観察できる事実の基本的な原理についての新しい知識を得るため理論的又は実験的な方法により行うものであり、主として特定の実際的な目標又は目的を指向しないものをいう。

“Bias” (accelerometer) [バイアス] (加速度計) (カテゴリ-7) --

指定された作動状態で計測される加速度計の出力信号の大きさの指定された時間にわたる平均値をいう（入力加速度又は回転数とは相関関係がない）。“バイアス”は、g 又はメートル毎秒毎秒 (g 又は m/s<sup>2</sup>) で表される。(IEEE Std 528-2001) (マイクロ g は、1x10<sup>-6</sup>g に等しい)。

“Bias” (gyro) [バイアス] (ジャイロ) (カテゴリ-7) --

指定された作動状態で測定されるジャイロの出力信号の大きさの指定された時間にわたる平均値をいう（入力加速度又は回転数とは相関関係がない）。“バイアス”は、一般的に角度/時 (deg/hr) で表される。(IEEE Std 528-2001)。

Bill of Lading [積荷証券]

運送業者によって発行される品目の運送と受領の契約書をいう。これには航空貨物運送状を含むが、港だけの移動を対象とする内国積荷証券又は国内航空の貨物運送状は含まない。

Build-to-Print technology [ビルドトゥープリント技術]

- (1) これは、次の(i)から(iii)のいずれかがなくても、最終需要者が設計図面から本質的に貨物を生産若しくは修理するのに十分な“製造”“技術”である：
  - (i) “開発”“技術”（例えば、設計手法、エンジニアリング解析、詳細な工程若しくは製造ノウハウ）を明らかにすること；
  - (ii) 生産技術若しくは“技術”の工程改善側面を明らかにすること；又は
  - (iii) 技術の提供者から貨物を生産若しくは修理するための援助を求めること。
- (2) 論点になっている貨物に関連する受入、試験、又は検査基準は、当該貨物が受入可能であることを検証するのに、それらが必要なものである場合、“ビルドトゥープリント技術”の範囲内に含まれる。

Business Unit [ビジネスユニット]

暗号品目に適用されるとき、以下に該当するビジネスの単位（単独で法人組織にしているか否かを問わない）をいう：

- (a) 他のビジネス構成ユニットと同じビジネスで重複しない別個の組織上の構成を持つもの；
- (b) 別個の会計帳票を持つもの；並びに
- (c) 貨物及び役務の購入、販売、流通及び製造のための単独の機能を持つもの。

## CCL Group [CCL グループ]

商務省規制品リスト (CCL) は、10 のカテゴリーに分割される。

各カテゴリーは、A から E の文字で指定される 5 つのグループに更に分割される：

- (A) 装置、組立品及び部分品；
- (B) 試験用、検査用及び製造用装置；
- (C) 材料；
- (D) ソフトウェア；並びに
- (E) 技術。

EAR § 738. 2 (b) を参照のこと。

## "Camming" (軸方向の変位) [端面の振れ、軸方向の振れ] (カテゴリー2) --

スピンドルの端面に直角な一平面内で、スピンドルの端面の円周上の一番近い点で測定される主軸の 1 回転における軸方向の変位をいう。(ISO 230 Part 1-1986、5. 63 項を参照のこと)。

## Canadian airline [カナダ航空会社]

航空会社としての事業に従事することをカナダ政府より認可されたカナダ市民をいう。

この定義でいうところのカナダ市民は以下の者である：

- (a) カナダの市民である自然人；又は
- (b) 合名会社であって、各社員が上述の個人であるもの；又は
- (c) カナダ若しくはカナダの州の法令のもとに法人化された若しくはその他の形で組織されたカナダの企業であって、外国資本の持株の合計が 40%以下で、かつ、会長若しくは会長代理及び取締役の 3 分の 2 以上がカナダ市民であるもの。

## "Capable of" [能力を有する] (MTCR 関連) --

"usable in" を参照のこと。

## Category [カテゴリー]

商務省規制品リスト (CCL) は、10 のカテゴリーに分割される：

- (0) 核物質、施設及び装置及び種々の品目；
- (1) 材料、化学物質、"微生物" 及び毒物；
- (2) 材料加工；
- (3) エレクトロニクス設計、開発及び製造；
- (4) コンピュータ；
- (5) 電気通信及び情報セキュリティ；
- (6) センサー；
- (7) ナビゲーション及びアビオニクス；
- (8) 海洋関連；
- (9) 推進装置、衛星及び関連装置。

EAR § 738. 2 (a) を参照のこと。

## "Chemical laser" [化学レーザー発振器] (カテゴリー6) --

化学反応により生じたエネルギーにより励起種が生成されるレーザー発振器をいう。

## Chemical Weapons Convention [化学兵器禁止条約] (CWC)

1993 年 1 月 13 日に署名式が開催された"化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びにこれらの廃棄に関する条約"をいう。

## Circular Error Probable [平均誤差半径] ("CEP") (カテゴリー7)

円状の正規分布において、測定値全体の 50% が含まれる円の半径、又はその中に位置する確率が 50% の円の半径をいう。

## "Circulation-controlled, anti-torque or circulation-controlled direction control systems" [反トルク又は方向を制御する装置であって、循環制御方式によるもの] (カテゴリー7) --

空力翼面上に空気を吹き付けることによって空力翼面に生じる力を増加又は制御する方式を用いた装置をいう。

## "Civil aircraft" [民間航空機] (カテゴリー1, 3 及び 7)

ワッセナーアレンジメント参加国の 1 か国以上の国の民間航空当局より耐空証明を受けて、国内若しくは国際線の商業運行用又は、法定の民間、個人若しくはビジネス用として登録された形式の“航空機”をいう。

COCOM (Coordinating Committee on Multilateral Export Controls) [対共産圏輸出統制委員会]

規制国への戦略的輸出の制限において協力する多国間組織をいう。COCOM は、1994 年 3 月 31 日に公式に解散された。COCOM のメンバーには、オーストラリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、ギリシャ、イタリア、日本、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、トルコ、英国、及び米国が含まれていた。

Commerce Control List (CCL) [商務省規制品リスト]

米国商務省産業安全保障局の輸出規制管轄権にある品目のリストをいう。EAR § 732 で定める特定の追加品目も EAR の対象であることに注意すること。CCL は、EAR § 774 付則 1 で見出せる。

Communications channel controller [通信チャネルコントローラ] (カテゴリー4)

同期又は非同期のデジタル情報の流れを制御する物理インタフェースをいう。これは、通信アクセス機能を具備するためにコンピュータ又は通信装置に組み込むことができる組立品である。

Commodity [貨物]

物品、材料又は装備品をいう（技術及びソフトウェアを除く）。ソフトウェアの規制に適用される EAR の条項（例えば一般に入手可能なソフトウェアの条項）は、暗号ソフトウェアには適用されないことに注意すること。暗号ソフトウェアは、ECCN 5A002 で規制される品目のように、コンピュータシステムにおいて情報を暗号化する機能上の能力を持つことにより規制され、暗号ソフトウェアが反映し、包含し若しくは表現することができる情報の価値又は理論の価値、あるいは、その輸出が海外の他の者に伝達することができる情報の価値又は理論の価値によっては規制されない。

“Compensation systems” [校正装置] (カテゴリー6)

一次スカラーセンサー、1 個以上の基準センサー（例えば、ベクトル磁力計）及びプラットフォーム（移動体）の剛体の回転ノイズの減少を可能にするソフトウェアから構成されるものをいう。

Component [部分品]

これは、“最終品目”とともに使用される場合にのみ有用な品目である。“部分品”は、一般に組立品とも呼ばれる。この定義でいうところにおいて、組立品と部分品は同じである。“部分品”には 2 つの種類がある：“主要な部分品”と“主要ではない部分品”。“主要な部分品”には、“最終品目”の部分形成する何らかの組立てられた構成要素であって、それがなければ最終品目が動作しないものが含まれる。たとえば、自動車について、“部分品”にはエンジン、トランスミッション及びバッテリーが含まれる。あなたがこれらのすべての品目を持っていない場合、自動車は機能しないか、有効に機能しない。“主要ではない部分品”には、“主要な部分品”の何らかの組み立てられた構成要素が含まれる。“部分品”は、“部品”から構成される。CCL において“部分品”と呼ぶ場合、“主要な部分品”と“主要ではない部分品”が含まれる。

“Composite” [複合材料] (カテゴリー1、2、6、8 及び 9) —

粒子、ウisker、繊維又はこれらの組合せからなる相と“マトリックス”とからなるものであって、特定の 1 以上の用途のために作られたものをいう。

“III/V compounds” [III/V 族化合物] (カテゴリー3、6)

メンデレーエフの周期律表の IIIA 族及び VA 族の元素からなる多結晶又は二元系又は多元系単結晶生成物をいう（例えばガリウム砒素、ガリウム-アルミニウム砒素、インジウム燐）。

“Contouring control” [輪郭制御] (カテゴリー2) —

次の必要な位置とその位置に至るための送り速度を規定する命令に従って動作する 2 軸以上の“数値制御”運動をいう。これらの送り速度は互いに関連して変化するので、必要な輪郭が生成される（ISO/DIS 2806 -1980 を参照のこと）。

Controlled country [規制国]

EAA 第 5 (b) 節に従って 1980 年 5 月 2 日の大統領令 12214 によって商務長官に委任された権限の下で国家安全保障目的で規制されるとして指定された国をいう。規制国は以下の通りである：

アルバニア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、カンボジア、キューバ、中華人民共和国、ジョージア、イラク、カザフスタン、キルギスタン、ラオス、マカオ、モルドヴァ、モンゴル、北朝鮮、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ、ウズベキスタン及びベトナム。

キューバを除くすべての規制国は、EAR のカントリーグループ D:1 にリストされている。キューバはカントリーグループ E:2 にリストされている。この定義は、専用の定義を規定している EAR § 768（外国製同種製品の入手可能性）には適用しない。

#### Countries supporting international terrorism[国際テロ支援国]

1979 年改正の輸出管理法 (EAA) の第 6(j) 節に従って、国務長官は、次の国家政府が国際テロ行為の支援を繰り返し提供したと決定した：

イラン、北朝鮮、スーダン及びシリア。

#### Country Chart[カントリーチャート]

仕向地と規制理由に基づき特定の輸出許可要求事項を含むチャートをいう（EAR § 738 付則 1 で見出される）。CCL と組合せて、カントリーチャートは、一般禁止事項 1（輸出及び受け取った形態での再輸出）、一般禁止事項 2（部品及び部分品の再輸出）及び一般禁止事項 3（外国製の直接製品の再輸出）のもとで、世界中の国への CCL 掲載品目について輸出許可が必要な場合を示している。EAR § 736 参照。

#### Country Groups[カントリーグループ]

輸出規制でいうところにおいて、外国は記号 A、B、C、D 及び E で示す 5 つのカントリーグループに分けられる。（各カントリーグループに入る国のリストについては EAR § 740 付則 1 を参照のこと）。

#### “Critical temperature”[臨界温度]（カテゴリー 1、3、5P1、及び 6）—

特定の“超伝導”物質の“臨界温度”（時々、転移温度と呼ばれる）は、超伝導物質が直流電流に対するすべての電気抵抗を消失する温度をいう。

#### Crude oil[原油]

炭化水素の混合物であって、地下埋蔵時、液相で存在しており、（地表の分離施設を通した後）大気圧で残留した液体のうち、原油蒸留塔を通して処理されなかったものをいう。原油には、再精製された原油、採掘権がリースされたコンデンセート油[凝縮油]、並びにタールサンド、ジルソナイト及びオイルシェールから生成された液体の炭化水素が含まれる。ドリップガスも含まれるが、常圧蒸留装置に通した原油、残留油、並びにその他の精製油及び未精製油は除外される。

#### Cryptanalytic items[暗号解析品目] (Cat 5P2)

‘暗号解析機能’を実行するために設計又は改造したシステム、装置、若しくは部分品、暗号解析ハードウェアの特性を有するソフトウェア若しくは‘暗号解析機能’を実行するソフトウェア、又は暗号解析貨物若しくはソフトウェアの開発、製造若しくは使用に係る技術をいう。

注：

1. ‘暗号解析機能’とは、秘密の変数又は機密データ（平文、パスワード又は暗号鍵を含む）を抽出するために暗号のメカニズムを破るよう設計された機能をいう。これらの機能には、‘暗号解読’（平文を含む秘密の変数又は機密データを抽出するための暗号システムの解析又はその入出力の解析）を含む場合がある。（ISO 7498 - 2 - 1988(E)、3.3.18 項）。
2. 悪意のあるコンピュータの損害又は不正なシステム侵入（例えば、ウイルス、ワーム及びトロイの木馬）を防御するために特別に設計及び限定された機能は、‘暗号解析機能’であるとは解釈されない。

#### Cryptographic activation[暗号機能有効化の手段] (Cat 5P2)

製造者により提供される安全な仕組み（装置若しくはプログラムと一対一で対応するもの又は一人の顧客が有する複数の同種の装置若しくはプログラムのために顧客と一対一で対応するものに限る。）によって、使用者が暗号機能を特別に有効化し、又は使用可能にするあらゆる手段であって、貨物又は技術によって実現されるものをいう（例えば、シリアルナンバーを基にしたライセンスキー又はデジタル署名の証明書等の認証をするものをいう）。

#### Cryptography[暗号処理] (カテゴリー 5 パート 2) —

情報の内容の秘匿、情報の不正な改ざん若しくは不正な利用の防止を目的として、情報の変換の原理、方法及び手段を具体化する分野（情報の変換を行う処理）をいう。“暗号機能”は、一つ以上の‘秘匿パラメータ’（例えば暗号の変数）及び／又は関連する鍵管理を用いた情報の変換に限定される。

注：“暗号処理”には、“固定式”のデータ圧縮又は符号化技術を含まない。

#### Technical Notes：

1. ‘Secret parameter’[秘匿パラメータ]：  
他の者の知覚から秘匿する或いはグループ内だけで共有される定数又は鍵をいう。
2. ‘Fixed’[固定式]：

符号化又はデータ圧縮のアルゴリズムが、外部からのパラメータ（例えば暗号又は鍵の変数）を受け入れず、かつ、使用者によって変更できないものをいう。

#### Customs officer [税関職員]

文脈がそうでないことを示す場合を除いて、米国関税庁の税関職員及び郵便局長をいう。

#### "CW Laser" [持続波レーザー発振器] (カテゴリー6)

CW(持続波)レーザー発振器は、公称値において 0.25 秒を超える持続的な出力エネルギーを発生させる"レーザー発振器"をいう。

#### Data-Based Referenced Navigation ("DBRN") Systems [データベース参照航法(DBRN)装置] (カテゴリー7)

あらかじめ測定した様々な地図データを移動中に得られる正確な航法情報と統合して使用するシステムをいう。データ源には、水深地図、天文地図、重力地図、磁気地図又は三次元デジタル地形図を含む。

#### "Data signalling rate" [データ信号化速度] (カテゴリー5)

ITU 勧告 53-36 において定義されるデータ信号速度であって、バイナリーでない変調については、baud (ボウ : 信号が 1 秒間に变化する回数) と bit/s (bps : 実際のデータ通信速度) は等しくないことを考慮したものを用いる。符号化、チェック及び同期のためのビットは含まれる。

注 : "データ信号化速度"を測定する場合、回線の保守及び管理用チャネルは除外されるものとする。

**Technical Note:**これは、片方向の最大速度である（即ち、送信又は受信のどちらかの最大速度である）。

#### "Depleted uranium" [劣化ウラン] (カテゴリー0)

同位体ウラン 235 の含有率が天然ウランを下回るウランをいう。

#### "Designed or modified" [設計又は改造したもの] (MTCR 関連) --

部品、部分品又は"ソフトウェア"であって、"開発"又は改造の結果として、これらを特別な用途に適合させる特定の特性を有するものをいう。"設計又は改造した"装置、部品、部分品又は"ソフトウェア"は、他の用途に使用される可能性がある。例えば、"ミサイル"のために設計したチタンコーティングしたポンプは、推進薬以外の腐食性流体で使用できる。

#### "Development" [開発] (General Technology Note) --

"開発"とは、設計、設計研究、設計解析、設計概念、プロトタイプの製作及び試験、パイロット生産計画、設計データ、設計データを製品に変化させる過程、外観設計、総合設計、レイアウト等の一連の製造過程前段階のすべての段階に関連するものをいう。

#### "Diffusion bonding" [拡散接合] (カテゴリー1、2 及び 9) --

少なくとも 2 つ以上の互いに離れている金属の断片を、最も弱い材料の強度に等しい強さの接合強度に、固相接合で一体化させることをいう。その中において、主要なメカニズムは、接合面における母材の原子間の相互拡散である。

#### "Digital computer" [デジタル電子計算機] (カテゴリー4 及び 5) --

1 個以上の離散変数[デジタルデータ]形式で、次のすべてを実行することができる装置をいう :

- (a) 1 個以上のデジタルデータを入力することができるもの ;
- (b) デジタルデータ又は命令を、固定若しくは可変 (書換え可能) 記憶装置に記憶することができるもの ;
- (c) 記憶装置に蓄積した変更することができる命令列によりデジタルデータを処理することができるもの ; 及び
- (d) デジタルデータを出力することができるもの。

注 : 記憶装置に蓄積した命令列の変更は、固定記憶装置の差換えを含むが、配線又は接続の物理的変更は除く。

#### "Digital transfer rate" [デジタル伝送速度] (カテゴリー5) --

いずれかの種類の媒体で直接伝送される情報の総合ビット速度をいう。("total digital transfer rate"についても参照のこと)

#### Directorate of Defense Trade Control [国防機器取引管理部] (DDTC)

国務省の部局 (以前は Office of Defense Trade Control、さらにその前は軍需品規制局として知られていた) で、米国軍需品リスト掲載品目の輸出及び再輸出の申請を審査する責任を持っている。(22 CFR § 120 から § 130 を参照のこと。)

#### Dual use [デュアルユース]

民生用途及び軍事用途又は拡散用途を併せ持つ品目をいう。この用語は EAR の対象となる品目を記述する

ために非公式に使われるが、純粋に民生用の品目であって、かつ、ワッセナーアレンジメントの軍需品リスト (WAML) 又はミサイル技術規制レジュームの付属書にリストされる特定の軍需品目についても EAR の対象となる (EAR § 734. 2(a) を参照のこと)。

“Dynamic adaptive routing” [ダイナミックアダプティヴルーティング] (カテゴリ-5) --

時々刻々変化するトラフィックの状態の検知及び解析に基づき自動的な経路選択を行なう方式をいう。

注：あらかじめ定められた情報に基づき経路選択を行うものを除く。

Effective control [有効な管理]

あなたが品目の物理的な所有を維持しているか、ホテル用金庫、保税倉庫若しくは施設又はガードされている展示施設のような環境において品目を確保している場合、あなたは品目の有効な管理を維持しているとする。

品目を有効な管理のもとに保持することは、特定の一時的な輸出及び再輸出の条件である。

“Electronic assembly” [電子組立品] (カテゴリ-4)

特定の機能を行うように、相互に接続された多数の電子部品 (即ち、'回路素子'、'個別部品'、集積回路等) であって、一体として交換可能であり、かつ、普通に分解することが可能なものをいう。

**Technical Note:**

1. 'Circuit element' [回路素子] :

単一の能動型又は受動型の機能を持つ電子回路部品 (例えば、1つのダイオード、1つのトランジスタ、1つの抵抗、1つのコンデンサ等)。

2. 'Discrete component' [個別部品] :

単独にパッケージされた“回路素子”であって、それ自体で外部接続を持つもの。

“Encryption Component” [暗号部品]

暗号貨物又はソフトウェア (ソースコードを除く) (暗号チップ、集積回路、専用の暗号ツールキット又は実行可能若しくはリンク可能なモジュールを含む) のうち、単独では完結した暗号機能の実行ができないものであって、他の暗号品目の使用又は製造のために設計又は意図されたものをいう。

Encryption items [暗号品目]

字句暗号品目には、暗号機能を搭載し、かつ、EAR の対象となるすべての暗号貨物、ソフトウェア及び技術を含む。これには、国務省により米国軍需品リストで規制される軍用 (指揮、統制及び情報の用途を含む) に特別に設計、開発、構成、適応又は改造した暗号品目については含まない。

Encryption licensing arrangement [暗号輸出許可協定]

指定された製品を指定された仕向地に量的な制限なしに輸出を許可するライセンスをいう。特定の場合には、輸出は指定された最終需要者への指定された最終用途に限定される。通常、指定された製品のすべての販売の報告が、6 か月の間隔で必要とされる。これには、暗号品目について国務省より以前に発行された流通協定及び流通在庫備蓄協定のもとに行なわれる販売を含む。

Encryption object code [暗号オブジェクトコード]

暗号ソースコードを含むコンピュータプログラムであって、コンピュータで暗号機能を直接実行できるコード形式にコンパイルされたものをいう。

Encryption software [暗号ソフトウェア]

暗号機能又は情報若しくは情報システムの機密保護を提供するコンピュータプログラムをいう。このようなソフトウェアには、ソースコード、オブジェクトコード、アプリケーションソフト又はシステムソフトを含む。

Encryption source code [暗号ソースコード]

コンピュータへの正確な動作命令の集合であって、コンパイルした時にコンピュータ上で暗号機能を実行できるものをいう。

End-effectors [エンドエフェクター] (Cat 2)

“ロボット”のマニピュレータ端のベースプレートに取り付けられたグリッパ、'能動ツーリングユニット' 及びその他のツーリングをいう。

“Endeffectors” の定義に対する **Technical Note:** 'Active tooling unit' [能動ツーリングユニット] :

被加工物を加工するための動力若しくはエネルギーを供給し、又は被加工物を感知するための装置をいう。

## End item[最終品目]

これは、その目的とする用途に、すぐに使える状態にあるシステム、装置又は組み立てられた貨物をいう。弾薬、又は燃料又はその他のエネルギー源についてのみ、これを動作状態に置くことを必要とする。最終品目の例には、船舶、航空機、コンピュータ、火器及びフライス盤が含まれる。

## End-user[最終重要者]

輸出又は再輸出された品目を受取り、最終的に使用する海外の人をいう。

最終重要者は、運送業者又は中間業者ではないが、購入者又は最終荷受人である場合がある。

## “Energetic materials” [エネルギー材料] (カテゴリー1)

物質又は混合物であって、これらの意図する用途に必要なエネルギーを放出するために化学的に反応するものをいう。“爆発物”、“信号・照明弾類”及び“推進薬”は、エネルギー材料の下位に分類されるものである。

## Equipment[装置]

これは、最終品目又はシステムの特異的な機能を実行するために共に動作する部品、部分品、附属品、アタッチメント、ファームウェア、又はソフトウェアを組み合わせたものである。

装置は、装置の特性に基づいて、“最終品目”のサブセット[部分集合]となる場合がある。最終品目の定義を満たす装置は、最終品目である。最終品目の定義を満たさない装置は、部品、部分品、附属品、アタッチメント、ファームウェア、又はソフトウェアである。

## “Equivalent Density” [等価密度] (カテゴリー6)―

鏡面に投射した単位光学面積当たりの光学部品の質量をいう。

## “Explosives” [爆発物] (カテゴリー1)―

§ 774 付則 1 “商務省規制品リスト”のカテゴリー1の末尾にある付属書“爆発物”を参照のこと。

## Export[輸出]

EAR § 734.13 参照

## Export Administration Act (EAA) [輸出管理法]

1979年改正の輸出管理法をいう(1979年10月1日施行)。

## Export Administration Regulations (EAR) [輸出管理規則]

連邦規則集第15編のパート730-774で示される規則をいう。

## Export Administration Review Board (EARB) [輸出管理審査委員会]

この組織は、大統領指令12002(大統領令12755及び13286により改正)によって権限が与えられている。輸出許可申請の審査における輸出管理審査委員会の任務は、大統領令12981(大統領令13020、13026及び13117により改正)に従う。

## Export Control Classification Number (ECCN) [輸出規制分類番号]

EAR774付則1及びEARを通して用いられる番号をいう。輸出規制分類番号は、一組の桁及び文字から構成される。各ECCNの構成の完結した説明については、EAR § 738.2(c)を参照のこと。

## Export control document[輸出管理書類]

輸出許可証；輸出許可申請書；輸出許可申請書の添付書類として若しくは輸出許可申請書に関してEARの要求事項に従って提出されたすべての書類；国際輸入証明書申請書；通関証明書又は同様の引き渡し証拠書類；いずれかの国への出荷と関連して提出された自動輸出システム(AES)での電子輸出情報(EEI)；EARの対象となる輸出と関連して運輸業者によって発行されたドックレシート又は船荷証券、及び、EAR § 758の輸出通関手続要求事項に従って輸出者及び代理人によって作成され、提出されたすべての書類；米国の友好国に対して外国によって課せられる制限的取引慣行又はボイコットを示す情報、立証又はその他の行為に関して受け取られた要求の米国輸出者の報告書であって、EAR § 760の条項に従って、米国商務省に提出されたもの；移送輸出(T. & E.)又は直接輸出(I. E.)のために使用される場合、税関様式7512(税関検査及び許可の対象となる貨物の運送申告及び積荷目録)；及び、輸出許可を必要とする品目の再輸出又は米国からの輸出を、輸出運送業者に積み込んだり、或いは別な形で容易にしたり遂行する目的のために、輸出許可証の存在のエビデンスとして、米国政府機関によって発行されたその他の書類。

移送輸出(T. & E.)通関手続き：米国に商品が到着し、海外に再輸出するため別の米国港保税倉庫に移動する時に使用される通関方法

直接輸出(I. E.)通関手続き：米国に商品が到着し、海外に再輸出するため、同じ港の保税倉庫に移動する時に使用される通関方法

## Exporter [輸出者]

米国に在住する者であって、米国から品目を発送することを決定し、管理する主たる受益者の権限を有するもの。

## Exporting carrier [輸出運送業者]

それによって輸出が遂行される海上、陸上又は航空輸送手段をいう（輸出用の積荷が積込まれたり運送される国内の航空運送業者を含む）。

## Facilities [施設]

これは、建造物又は屋外区域であって、その中で人々が特定の目的のために建設、設置、生産、又は開発を行うものをいう。

## FADEC システム

“full authority digital engine control systems”を参照のこと。

## “FMU”--

“flexible manufacturing unit”を参照のこと。

## “Fibrous or filamentary materials” [繊維] (カテゴリー1、2、8 及び9)--

用語“繊維”には次のものを含む：

- (a) 連続したモノフィラメント；
- (b) 連続したヤーン及びロービング；
- (c) テープ、ファブリック、ランダムマット及びブレイド；
- (d) チョップされた繊維、ステープルファイバー及び繊維を集めて作ったブランケット；
- (e) 単結晶又は多結晶のウイスキー（長さは問わない）；
- (f) 芳香族ポリアミドパルプ。

## “Film type integrated circuit” [膜形集積回路] (カテゴリー3)--

厚膜又は薄膜の堆積によって、絶縁基板上に“回路素子”及び金属相互接続のアレイを形成したものをいう。

注：“Circuit element” [回路素子]：

単一の能動型又は受動型の機能を持つ電子回路部品をいう（例えば、1つのダイオード、1つのトランジスタ、1つの抵抗、1つのコンデンサ等）。

## Financial Institution [金融機関]

暗号品目に適用される場合、次のいずれかをいう：

- (a) ブローカー、ディーラー、国債ブローカー若しくはディーラー、自己規制組織、投資会社、投資アドバイザーであって、証券取引委員会により管理、監督されるもの、若しくは証券取引委員会により登録された自己規制組織；又は
- (b) ブローカー、ディーラー、国際ブローカー若しくはディーラー、投資会社、投資アドバイザー又は証券事業に従事する事業者（米国内で運営される場合、1934年の証券取引法において用語“自己規制組織”の定義で記述されるもの）であって、外国の法律のもとに組織されたもの、及び外国の証券当局によって管理、監督されるもの；又は
- (c) 商品先物取引委員会によって契約市場として指定された米国商品取引所、若しくは商品先物取引委員会によって管理、監督される先物委託販売人；又は
- (d) 汎用のクレジットカード、デビットカード又はストアバリューカードの発行業務に主に従事する米国の事業者、若しくはその支店又は管理する系列会社；又は
- (e) この定義の(a)、(b)若しくは(c)項でリストされるいずれかの事業者の支店若しくは系列会社であって、証券取引委員会、商品先物取引委員会若しくは外国の証券当局により管理、監督されるもの；又は
- (f) この定義の(a)、(b)、(c)若しくは(e)項でリストされるいずれかの事業者の系列会社であって、当該系列会社の1つ以上の銀行又は金融機関若しくは支店に対して、もっぱらデータ処理サービスの提供ビジネスのみに従事するもの；又は
- (g) 米国の法律のもとに組織され管理される企業、並びにその支店及び系列会社であって、主要かつ大部分の業務活動が保険証券の作成若しくはリスクの再保険であるもの；又は外国の法律のもとに組織され管理される企業、並びにその支店及び系列会社であって、主要かつ大部分の業務活動が保険証券の作成又はリスクの再保険であるもの。



## Firm[企業]

米国又は外国に位置し、駐在し又はビジネスを行なう、会社、合名会社、合資会社、協会、企業、企業合同体又はその他の種類の組織若しくは法人をいう（政府又はその機関を含む）。

“Flexible manufacturing unit” (FMU) [フレキシブル生産ユニット] (FMU) (時々、‘flexible manufacturing system’ (FMS) [フレキシブル生産システム]、又は‘flexible manufacturing cell’ (FMC) [フレキシブル生産セル]とも呼ばれる) (カテゴリー2)―

少なくとも次に掲げる装置の組み合わせを含む統一体をいう：

- (a) “デジタル電子計算機”であって、専用の“主記憶装置”及び専用の“附属装置”を内蔵するもの；並びに
- (b) 次のうちの2以上の装置：
  - (1) 2B001.c で定める工作機械；
  - (2) カテゴリー2 で定める寸法検査機、又はカテゴリー2 のエントリーで規制されるその他のデジタル制御測定装置；
  - (3) カテゴリー2 又はカテゴリー8 のエントリーで規制される“ロボット”；
  - (4) 1B003、2B003 又は 9B001 で規制されるデジタル制御装置；
  - (5) 3B001 で規制される“蓄積プログラム方式の制御”装置；
  - (6) 1B001 で規制されるデジタル制御装置；
  - (7) 3A002 で規制されるデジタル制御電子装置。

## Fly-by-light system[フライバイライトシステム] (Cat 7)

飛行中の“機体”のコントロールにフィードバックを用い、光信号でエフェクター・アクチュエーターへ命令する主要なデジタル・フライト・コントロール・システムをいう。

## Fly-by-wire system [フライバイワイヤシステム] (Cat 7)

飛行中の“機体”のコントロールにフィードバックを用い、電子信号でエフェクター・アクチュエーターへ命令する主要なデジタル・フライト・コントロール・システムをいう。

## “Focal plane array”[フォーカルプレーンアレイ] (カテゴリー6 及び 8)―

同一チップ内に、個々の検出素子を一次元若しくは二次元に配列したもの又は多層化したものであって、読み出し回路の有無に関係なく、同一焦点面で動作するものをいう。注意：この定義には、同一チップ内に検出素子を1のみ有する独立したチップを積み重ねたもの、又は同一検出素子内に時間遅延及び積分機能を有さない2から4までの検出素子で構成したものを除く。

## “Food”[食糧品]

北朝鮮、シリア及びウクライナのクリミア半島地域への輸出及び再輸出に特定の意味を持つところの食糧品は、人及び動物により消費されて栄養を供給する品目、並びに、人及び動物により消費されて栄養を供給する品目に発芽する種子（トウゴマの実の種を除く）をいう。（食糧品には、アルコール飲料を含まない。）

## Foreign government agency[外国政府機関]

添付書類提出の除外（EAR § 748.9 を参照のこと）でいうところにおいて、外国政府機関は、以下のいずれかに該当するものをいう：

- (a) 政府の行政機能を実行する政府雇用職員によって運営される国家政府の省庁（例えば、財務省、国防省、保健省等）（市政団体若しくはその他の地方自治体は、必要な添付書類を提出しなければならない）；又は
- (b) 国家政府が所有する公益事業者（例えば、国営の鉄道、郵便、電話、電報、放送及び受変電設備等）。用語“外国政府機関”には、例えば石油精製所、鉱山、製鉄所、小売店、自動車工場、航空会社又は複数国間で運営される汽船航路等のように、商業、産業及び生産活動に従事する政府系企業、準政府機関及び国家企業体を含まない。

## Foreign person[外国人]

米国の合法的な永住者、米国の市民、又は 8 U. S. C. 1324b(a) (3) で定義される保護の対象となる個人ではない自然人をいう。また、米国内で法人化されていない又は米国内でビジネスを行なうために組織されていないことを認可されていない会社、事業連合体、合名会社、企業合同体、協会団体又はその他の事業者若しくはグループ、並びに国際組織、外国政府及び外国政府の代理人又は下部組織（例えば、外交使節団）をも意味する。“Foreign person”[外国人]は、EAR で使用される“foreign national”[外国国民]、及び国際武器取引規則（22 CFR 120.16）で使用される“foreign person”[外国人]と同義である。この定義は、EAR § 760（制限的取引慣行又はボイコット）には適用されない。

## Foreign policy control [外交政策上の規制]

次のすべての理由により EAR のもとに課される規制をいう：

化学生物兵器、核不拡散、ミサイル技術、地域の安定、犯罪規制、反テロリズム、国連制裁及び EAA 第 6 節又はその他の同様の根拠のもとに施行される規制理由。

## Foreign Terrorist Organizations [外国のテロリスト組織] (FTO)

海外資産管理局により発行される告示又は規則のもとに財務長官によって、外国のテロリスト組織であると決定された組織をいう (31CFR chapter V [連邦行政命令集タイトル 31 のチャプター V] を参照のこと)。

## Forwarding agent [運送業者]

米国からの品目の輸出の便宜が必要なサービスを行なう主たる受益者より権限を与えられた米国内に在住する者をいう。これには、航空宅配業者又は航空会社が含まれる。ルーティッド輸出取引 [外国の主たる受益者が、米国からの品目の輸出を容易にするため、米国の運送又はその他の代理店に委任して行う輸出取引] においては、輸送業者及び輸出者は、EAR 順守の目的において同じである場合がある。

## "Fractional bandwidth" [比帯域幅] (カテゴリー 3、5P1、5P2) --

"瞬時帯域幅" を中心周波数で除した値であって、パーセントで表したものをいう。

## "Frequency hopping" [周波数ホッピング] (カテゴリー 5P1、5P2 及び 6) --

"スペクトル拡散" の一方式であり、一通信チャネルの送信周波数をランダム又は疑似ランダムシーケンスによる離散的なステップで変化させる技術をいう。

## Frequency switching time [周波数切換えの所要時間] (カテゴリー 3)

デジタルコード化された電気信号により出力周波数を切換えたときに、指定された出力周波数の始点から次のいずれかの範囲に達する時間 (すなわち、遅延時間) をいう：

- (1) 出力周波数が 1GHz 未満の場合は指定された出力周波数の終点の  $\pm 100\text{Hz}$  以内；又は
- (2) 出力周波数が 1GHz 以上の場合は指定された出力周波数の終点の  $\pm 0.00001\%$  ( $\pm 0.1\text{ppm}$ ) 以内。

## "Fuel cell" [燃料電池] (カテゴリー 8)

外部から燃料を消費することによって化学エネルギーを直流 (DC) 電力に直接変換する電気化学装置をいう。

## Full Authority Digital Engine Control systems ("FADEC systems")

## [フルオーソリティデジタルエンジン制御システム] ("FADEC システム") (カテゴリー 9)

ガスタービンエンジンのデジタル電子制御装置であって、要求されたエンジンの始動から要求されたエンジンの運転停止までのエンジンの全動作範囲を通して、通常の条件及び故障条件のいずれにおいても、当該エンジンを自動的に制御することができるものをいう。

## Fundamental research [基礎研究]

EAR § 734.8 参照

## "Fusible" [熔融性] (カテゴリー 1) --

熱、放射線、触媒等を用いることによって、さらに架橋若しくは重合化することができること (cured [硬化])、又は熱分解を経ずに熔融することができることをいう (charring [チャーリング：表面を強い熱で炭化させる方法])。

## General prohibitions [一般禁止事項]

EAR § 736 で見出される 10 の禁止事項をいう (輸出許可、許可例外又は許可不要 ("NLR") の確定がなければ、EAR の対象となる特定の輸出、再輸出及びその他の行為を禁止する)。

## "Government end-user" [政府系最終需要者] (暗号品目に適用される場合)

政府系最終需要者は、外国の中央、地域又は地方の政府省庁、機関、若しくは政府の機能を遂行するその他の団体 (政府の研究機関を含む)、政府系企業又はこれらの分離したビジネスユニット (EAR § 772 で定義される) であって、ワッセナー軍需品リストで規制される品目又は役務の製造又は流通に従事しているもの、並びに国際的な政府組織を含む。この用語には、以下を含まない：

公益事業 (通信会社及びインターネット・サービス・プロバイダを含む)；銀行及び金融機関；輸送；放送又は娯楽；教育関連組織 (公立学校及び大学を除く)；民間の保健医療組織 (公共の市民病院を含む)；小売又は卸売業；並びに製造事業者又は産業事業者であって、ワッセナー軍需品リストで規制される品目又は役務の製造又は流通に従事していないもの。

Hold Without Action (HWA) [何らの措置もとらずに留保される]

輸出許可申請書は、EAR § 750.4(b) で定める限られた状況においてのみ、何らの措置もとらずに留保されることをいう。暗号審査請求は、EAR § 740.17(d)(2) 及び § 742.15(b)(2) で規定されるように何らの措置もとらずに留保される状況に置かれる場合がある。

“Hybrid computer” [ハイブリッドコンピュータ] (カテゴリー4) --

次のことができる装置をいう：

- (a) データを入力すること；
- (b) アナログ及びデジタル双方のデータを処理すること；並びに
- (c) データを出力すること。

“Hybrid integrated circuit” [ハイブリッド集積回路] (カテゴリー3) --

集積回路を組み合わせたもの又は集積回路と“回路素子”若しくは“個別部品”を組み合わせて、特定の機能を行うように相互に接続したものであって、次のすべての基準に該当するものをいう：

- (a) カプセル封じをしていないデバイスを1以上含むもの；
- (b) 通常の集積回路の製造方法を用いて相互接続されているもの；
- (c) 一体として交換可能なもの；かつ
- (d) 分解することが不可能なもの。

注1. “Circuit element” [回路素子]

単一の能動型又は受動型の機能を持つ電子回路部品をいう（例えば、1つのダイオード、1つのトランジスタ、1つの抵抗、1つのコンデンサ等）。

注2. “Discrete component” [個別部品]：

単独にパッケージされた“回路素子”であって、それ自体で外部接続を持つものをいう。

“Image enhancement” [画像強調機能] (カテゴリー4) --

外部からの情報を伝送する画像を処理する機能であって、高速フーリエ変換、ウォルシュ変換その他の領域間の変換、時間圧縮、フィルタ処理、抽出、選択、相関、たたみ込みその他これらに類するアルゴリズムを用いるものをいう。単独の画面について平行移動、特徴抽出、登録又は色分けのアルゴリズム（線形型又は回転型のものに限る）のみを用いるものを除く。

“Information security” [情報システムのセキュリティ管理機能] (Cat 5P2, GSIN, GSN)

情報又は通信のアクセス性、機密性又は完全性を保証するためのすべての手段及び機能（誤作動を防ぐための手段及び機能を除く）をいう。これには、“暗号処理”、“暗号機能有効化の手段”、暗号解析、信号の漏えい防止、コンピューターの安全性を確保するための手段及び機能を含む。

“Information security” [情報システムのセキュリティ管理機能] の定義に対する Technical Note：

‘Cryptanalysis’ [暗号解析]：

秘密の変数又は平文を含む機密データを抽出するために暗号システム又はその入出力を解析するものをいう。

(ISO 7498-2-1988 (E)、3.3.18 項)

“Instantaneous bandwidth” [瞬時帯域幅] (カテゴリー3 及び5) --

他の動作パラメータを変えない状態で、出力が3デシベル未満の変化範囲にとどまる帯域幅をいう。

“Instrumented range” [計測距離] (カテゴリー6) --

レーダーの明示的に表示可能な距離（仕様値）をいう。

Intent to Deny (ITD) letter [拒絶理由通知書]

申請者に以下の内容を通知する書状をいう：

- (a) 輸出許可申請書をBISが拒絶することを決定した理由；及び
- (b) 申請書は、記載された理由で拒絶すべきではないとする根拠を提示し、かつ、BISが受理しない限り、申請書はITDレターの日付から45日後に拒絶されること。EAR § 750.6を参照のこと。

Interleaved Analogue-to-Digital Converter (ADC) [インターリーブ型ADC] (カテゴリー3)

複数のADCユニットを有するデバイスであって、出力を統合した際にアナログ入力が高効率にサンプリングされ、より高いサンプリングレートで変換できるように、同じアナログ入力を異なるタイミングでサンプリングするものをいう。

Intermediate consignee [中間荷受人]

最終荷受人に品目の配送を行なう目的のために主たる受益者の代理人として行動する者をいう。

中間荷受人は、銀行、運送業者又は主たる受益者の代理人として行動するその他の者である場合がある。

“Intrinsic Magnetic Gradiometer”[イントリンシック型の磁場勾配計] (カテゴリー6)―

単一の磁場勾配検出素子及び関連する電子機器であって、その出力が磁場勾配の尺度であるものをいう。

(“Magnetic Gradiometer”についても参照のこと。)

“Isostatic presses”[アイソスタチックプレス] (カテゴリー2)―

気体、液体、固体粒子等各種媒体を介して密閉された中空容器内を加圧し、加工物又は材料に容器内のすべての方向から等しい圧力を加えることができる装置をいう。

Item[品目]

“品目”は、“貨物、ソフトウェア及び技術”をいう。EAR が明確に貨物、ソフトウェア又は技術を言及することを意図する場合、このテキストはこの特定のリファレンスを用いる。

Know

“Knowledge”を参照のこと。

Knowledge[認識]

状況認識（この用語は、“know[知っている]”、“reason to know[知るべき根拠]”又は“reason to believe[信ずるべき根拠]”のような別語が存在しうる）には、状況が存在していること或いは状況が発生していることがかなり確かであるという positive knowledge[明確な認識]だけでなく、その状況が存在すること或いは今後発生する確率が高いことを知覚していること[awareness]も含まれる。そのような知覚は、ある者に知られている事実の意識的な無視の証拠から推論され、さらにある者の故意の事実回避からも推論される。この定義は EAR § 760（制限的取引慣行又はボイコット）には適用されない。

“Laser”[レーザー発振器] (カテゴリー1、2、3、5P1、6、7、8 及び 9)―

輻射の誘導放出による光増幅を利用して空間的及び時間的にコヒーレントな光を発生させる品目をいう。

“Chemical laser”；“Super High Power Laser”；及び“Transfer laser”も参照のこと。

Law or regulation relating to export control[輸出管理関連の法律又は規則]

輸出取引に関わる行為に適用される法令、公示、行政命令、規則、規定、輸出許可又は命令は、“輸出管理関連の法律又は規則”であるとみなすものとする。

Legible or legibility[明瞭性又は可読性]

明瞭性又は可読性は、文字又は数字の品質であって、遵守者が、すべての他の文字又は数字を排除して明確、かつ、素早く識別できることをいう。

Less sensitive government end users (as applied to encryption items)[暗号品目に適用されるものの機微度の低い政府系最終需要者]

以下の EAR の本節で定義されるものの“政府系最終需要者”は、許可例外 ENC (EAR § 740.17) でいうところにおいて、“機微度が低い”とみなされる：

- (1) 地方政府／州政府／地方自治体の“政府系最終需要者”（部局、機関及び団体）（地方政府／州政府／地方自治体の幹部、立法府、司法、警察、消防、救助、公安機関を含む）。
- (2) 以下の民政機能及びサービスを提供する国立/連邦立/王立国王の“政府系最終需要者”（部局、機関及び団体）：
  - (i) センサス統計サービス；
  - (ii) 民間の公共事業のインフラサービス（建設、メンテナンス、修理、規制及び行政）：建物、公共輸送機関、道路及び高速道路、トラック輸送；
  - (iii) 民間サービスの行政及び規制（人材及び雇用／労務管理を含む）；
  - (iv) 浄水インフラサービス（処理、給水及び検査を含む）；
  - (v) 経済（取引/商業/投資）、ビジネス及び産業の開発、プロモーション、規制及び行政（以下の最終需要者／最終用途を除く）：
    - (A) 科学及び技術に係る部門、部局、審議会及び議会；
    - (B) 研究、開発及び国家研究所（本定義（下記）の(2)(xi)項で指定されるもの（標準規格サービス）及び(2)(xii)項で指定されるもの（気象/天気/大気関連サービス）を除く）；
    - (C) 国営通信及び情報技術機関／審議会、議会及び開発機関（国立情報センター、並びに情報通

信技術（ICT）／通信インフラ／周波数計画、政策、規制及び検査を含む）；

- (vi) 選挙、投票及び世論調査サービス；
- (vii) エネルギー規制及び行政（石油、ガス及び鉱業部門を含む）；
- (viii) 環境／天然資源の規制、管理及び保護（野生生物、漁業及び国立公園を含む）；
- (ix) 食糧／農業の規制及び行政；
- (x) 労務／コミュニティ／社会福祉事業の計画、規制及び行政（住宅建設及び都市開発、自治体及び農村地域業務を含む）；
- (xi) 計量及び規格標準サービス；
- (xii) 気象（天気、大気）サービス；
- (xiii) 国立公文書館／博物館；
- (xiv) 特許；
- (xv) 聖地巡礼及び宗教上の業務；
- (xvi) 郵便サービス；
- (xvii) 公教育及び高等教育（政府の研究機関及びワッセナーの軍需品リストで規制される品目又は役務の製造又は流通に従事している機関、機構又は関係団体を除く）；
- (xviii) 公衆衛生及び医薬品／製薬の規制及び行政；
- (xix) 公共図書館；
- (xx) スポーツ／文化（映画、商業放送及び芸術を含む）のプロモーション、規制及び行政；
- (xxi) 旅行／観光プロモーション、規制及び行政。

Library (parametric technical database) [ライブラリ（パラメトリック技術データベース）] (Cat 1)

関連するシステム、装置又は部分品の性能を強化することができるものの参考となる技術情報集めたものをいう。

License [輸出許可]

産業安全保障局によって発行される権限であって、輸出、再輸出、又はその他の規制される行為を認可することをいう。用語“輸出許可”は、“License Exception” [許可例外] によって示される権限については含まない。

License application; application for license [輸出許可申請；輸出許可のための申請]

輸出許可申請及び同様の用語は、申請者に輸出許可の発行を要請する BIS への申請をいう。

License Exception [許可例外]

EAR § 740 で定める認可であって、定められた条件のもとで、許可例外が適用できなければ輸出許可が必要となる EAR 対象品目の輸出又は再輸出を許可するものをいう。特に明記しない限り、これらの許可例外は、商務省以外の機関の輸出許可管轄下にある輸出には適用できない。

Licensee [輸出許可証取得者]

BIS によって輸出許可証が発行された者をいう。輸出許可証取得者の完結した定義及び責務の特定については EAR § 750.7(c) を参照のこと。

Lighter-than-air vehicles [軽航空機] (カテゴリー2 及び 9)

それ自身の上昇のために熱した空気又はヘリウム若しくは水素などの空気より軽いガスに依存する気球及び“飛行船”をいう。

Local area network [ローカルエリアネットワーク] (Cat 4 and 5 Part 1)

データ通信システムであって、次に該当するものをいう：

- (a) 任意の数の独立した‘データ情報送受信装置’が、互いに直接通信することができるもの；かつ
- (b) 地理的に適度な大きさの領域（例えば、オフィスビル、プラント、キャンパス、倉庫）に制限されているもの。

“Local area network”の定義に対する Technical Note：

‘データ情報送受信装置’とは、デジタル情報の送信シーケンス又は受信用のシーケンスの能力を有する装置をいう。

“MBTR”—

“maximum bit transfer rate”を参照のこと。

“MMIC” (カテゴリー3 及び 5)

“Monolithic Microwave Integrated Circuit”を参照のこと。

#### MTCR

Missile Technology Control Regime を参照のこと。

#### MTEC

Missile Technology Export Control Group を参照のこと。

“Magnetic Gradiometers”[磁場勾配計] (カテゴリー6) --

外部の磁場の発生源から計器までの磁場の空間的な変化を検出するために設計されているものをいう。これらは、複数の“磁力計”と関連する電子機器とから構成され、その出力は磁場勾配の尺度である。（“Intrinsic Magnetic Gradiometer”についても参照のこと）。

“Magnetometers”[磁力計] (カテゴリー6) --

外部の磁場の発生源から計器までの磁場を検出するために設計されているものをいう。これらは、単一の磁場検出素子と関連する電子機器とから構成され、その出力が磁場の尺度である。

#### Material [材料]

これは、リストで指定されている原材料又は加工されたものであって、§ 772.1 の中で、定義済みの用語“最終品目”、“部分品”、“附属品”、“アタッチメント”、“部品”、“ソフトウェア”、“システム”、“装置”、又は“施設”のもとで定義されるいずれかの種類の品目としては、明確に定義できないものをいう。材料の定義から、§ 772.1 で定義される明確に定義できる品目（例えば、“部品”及び“部分品”）について除外することは、以下の ECCN には適用されない：

1C233、1C234、1C235、1C236、1C237、1C239、1C350、1C395、1C991、1C992 及び 1C995。

“Matrix”[マトリックス] (カテゴリー1、2、8 及び 9) --

粒子、ウィスカー又は繊維の間の空間を埋める実質的に連続した相をいう。

“Maximum bit transfer rate” (MBTR) [最大ビット転送速度] (カテゴリー4) --

固体メモリ装置：

装置とコントローラ間の1秒当たりのデータ転送ビット数をいう。

ディスクドライブ：

内部データ転送速度は、次のように計算する：

“MBTR” (bit/秒) = B x R x T、ここで：

B= 1回転に読み書きが可能な1トラック当たりの最大データビット数；

R= 1秒当たりの回転数；

T=同時に使用又は書くことができるトラック数。

“Measurement uncertainty”[測定の不確かさ] (カテゴリー2) --

信頼率 95 パーセントで真の値に近似している誤差限界を表す特性値のことをいう。これには、補正不能の系統誤差、補正不能のバックラッシュ及び偶然誤差を含んでいる（ISO 10360-2 を参照のこと）。

“Media access unit”[メディアアクセスユニット] (カテゴリー5) --

端末装置をネットワークに接続するための1つ以上の通信インタフェース（“ネットワークアクセスコントローラ”、“通信チャンネルコントローラ”、モデム又はコンピュータバス）を持つ装置をいう。

#### Medical devices [医療機器]

EAR でいうところの医療機器は、連邦政府食品医薬品化粧品法 (21 U.S.C. 321) の第 201 節で定義される“機器”であって、医薬品、医療機器、医療装置、装備された傷病者運搬車、施設の殺菌用洗浄機、及び医療用検査器具を備えた運搬具を含む。医療機器に組み込むために輸出された特定の構成部品及び交換部品については、商務省規制品リストにあることに注意すること。“医療機器”の定義に合致する品目であって、かつ EAR99 に分類される品目のみ、財務省海外資産管理局により公布、施行されるしかるべき規則で示される輸出許可手続きのもとにイラン及びスーダンに適正に輸出することができる。

#### Medicines [医薬品]

医薬品は、連邦政府食品医薬品化粧品法 (21 U.S.C. 321) の第 201 節で定義される“薬品”をいう。EAR でいうところの医薬品には、人及び動物のための処方薬及び店頭で販売される医薬品を含む。特定の医薬品（例えば、ワクチン及びイムノトキシン[免疫毒素複合体]）は、規制対象リストにあることに注意すること。“医薬品”の定義に合致する品目であって、かつ EAR99 に分類される品目のみ、財務省海外資産管理局により公布、施行されるしかるべき規則で示される輸出許可手続きのもとにイラン及びスーダンに適正に輸出することができる。

**Metal embrittlement agents**[金属脆化剤] (カテゴリ0) --

非殺戮兵器となる物質であって、短時間内に金属の結晶構造を変えるもの。金属脆化剤は、金属の分子構造を化学的に変化させることにより金属を激しく弱体化させる。これらの化学剤は、さまざまな物質（粘着剤、液体、エアゾール、フォーム[泡]及び潤滑剤を含む）中に混合されるものである。

**"Microcomputer microcircuit"**[マイクロコンピュータ] (カテゴリ3)

論理演算ユニット (ALU) を内蔵した"モノリシック集積回路"又は"マルチチップ集積回路"であって、内部記憶内のデータに関して内部記憶からの一連の汎用命令を実行することができるものをいう。

**Technical Note 1:**

チップに搭載している記憶装置はロジック機能の実行に使用することができるが、使用者がアクセス可能な集積記憶装置については、通常、"マイクロプロセッサ"には含まない。

**Technical Note 2:**

内蔵記憶は、外部記憶により増補される場合がある。

注: この定義には、一緒に動作することにより"マイクロプロセッサ"機能を与えるように設計したチップセットを含む。

**"Microorganisms"**[微生物] (カテゴリ1 及び 2)

バクテリア、ウイルス、マイコプラズマ、リケッチア、クラミジア又は菌類（自然のもの、改良されたもの、改造されたもののいずれであるかを問わない）であって、隔離培養された生体培養菌の形態をもつもの、若しくはそのような培養菌に意図的に植え付け又は混入された生体物質を含む物質としての形態をもつものをいう。

**"Microprocessor microcircuit"**[マイクロプロセッサ] (カテゴリ3) --

論理演算ユニット (ALU) を内蔵した"モノリシック集積回路"又は"マルチチップ集積回路"であって、外部記憶からの一連の汎用命令を実行することができるものをいう。

**注意 1:**

チップに搭載している記憶装置はロジック機能の実行に使用することができるが、使用者がアクセス可能な集積記憶装置については、通常、"マイクロプロセッサ"には含まない。

**注意 2:**

この定義には、一緒に動作することにより"マイクロプロセッサ"の機能を与えるように設計したチップセットを含む。

**"Microprogram"**[マイクロプログラム] (カテゴリ4 及び 5) --

特別な記憶装置の中に保持される基本命令のシーケンスであって、その参照命令を命令レジスターに取込むことにより、当該基本命令の実行が開始されるものをいう。

**Military commodity**[軍用貨物]

§ 734.4(a)(5)、§ 738 付則 1(脚注 No. 3)、§ 740.2(a)(11)、§ 740.16(a)(2)、§ 740.16(b)(2)、§ 742.6(a)(3)、§ 744.9(a)(2)、§ 744.9(b)、ECCN 0A919 及び"600 シリーズ"の ECCN の (関連規制) において使用される場合、"軍用貨物"は、米国軍需品リスト (22 CFR § 121) 又は通常兵器並びにデュアルユース貨物及び技術の輸出規制に関するワッセナー協定により発行される軍需品リストで定める物品、材料又は装備品をいうが、ソフトウェア、技術及び ECCN の下 3 桁が 018 でリストされる品目又は"600 シリーズ"中の品目については含まない。

**Missile Technology Control Regime (MTCR)** [ミサイル技術管理レジーム] (MTCR)

この多国間規制レジームにおいて米国及び他の国は、ミサイルの開発に寄与する可能性があるデュアルユース品目の輸出及び再輸出を制限するためのガイドラインに同意した。MTCR の付属書には、商務省産業安全保障局一輸出管理規則 (15 CFR Part 730 から 799) 又は国務省防衛取引管理部一国際武器取引規則 (22 CFR Part 120 から § 130) のいずれかにより規制されるミサイル関連装置及び技術をリストしている。

**Missile Technology Export Control Group (MTEC)** [ミサイル技術輸出規制グループ] (MTEC)

MTEC は、国務省が議長となり、主にミサイル技術 (MT) 理由で規制される品目を含む申請書を審査する。MTEC は、MT 理由で規制されない品目を含む申請書であっても、懸念される国及び/又は最終用途/最終需要者を仕向先とするものについても審査を行なう。

**"Missiles"**[ミサイル] (All) --

500 キログラム以上のペイロードを 300 キロメートル以上運搬"することができる"、ロケット (弾道ミサイル、宇宙空間への打上げ用の飛しょう体及び探査ロケットを含む) 及び無人航空機 (巡航ミサイル、無

人標の機及び無人探査機を含む)をいう。イラクに輸出若しくは再輸出される又はイラク国内において移転される“弾道ミサイル”の定義については、§ 746.3を参照のこと。

“Monolithic integrated circuit”[モノリシック集積回路] (カテゴリー3)―

受動回路素子、能動回路素子又はこれらの組合せであって、次のすべてに該当するものをいう：

- (a) 半導体材料の小片 (いわゆる‘チップ’) の中又はこの上に拡散プロセス、注入プロセス又は堆積プロセスによって形成されたもの；
- (b) 分解することが不可能なように結合されたとみなすことができるもの；かつ
- (c) 一つの回路の機能を実行するもの。

注：“Circuit element”[回路素子]

単一の能動型又は受動型の機能を持つ電子回路部品をいう (例えば、1つのダイオード、1つのトランジスタ、1つの抵抗、1つのコンデンサ等)。

“Monolithic Microwave Integrated Circuit” (“MMIC”) [モノリシックマイクロ波集積回路] (カテゴリー3、5P1及び9)

マイクロ波又はミリ波の周波数で作動する“モノリシック集積回路”をいう。

“Monospectral imaging sensors”[モノスペクトルイメージセンサー] (カテゴリー6)

1つの分離したスペクトル帯域からイメージデータを得ることができるものをいう。

More sensitive government end users (as applied to encryption items) [暗号品目に適用されるどころの“より機微度の高い政府系最終需要者”]

EARの本節で定義されるところの以下の国立／連邦立／王立 (部局、機関及び団体) の“政府系最終需要者”であって、以下の政府機能及びサービスを提供するものは、“より機微度が高い”とみなされる：

- (1) 科学及び技術に係る機関、部局、審議会及び議会 (研究、開発及び州立／国立研究所を含むが、計測及び規格標準は含まない)；
- (2) 通貨当局及び金融当局 (国家／連邦／王室準備室の部局及び執務室を含む)；
- (3) 国の執行機関 (大統領／副大統領／首相、王立法廷、国家安全保障会議、内閣／閣僚会議／最高議会／行政審議会、皇太子及び主権者の代理、政務／憲法問題／大陸問題の部局及び執務室を含む)；
- (4) 法律の制定に対して責任を有する立法府；
- (5) 輸入／輸出管理、関税及び出入国管理機関及び団体；
- (6) 諜報機関及び団体；
- (7) 司法組織 (最高裁判所及びその他の国立／連邦立／王立の高等裁判所及び審判委員会を含む)；
- (8) 海洋、港湾、鉄道及び空港当局；
- (9) 軍隊及び軍部 (国家警備隊、沿岸警備隊、警備局及び準軍事的組織を含む)；
- (10) 防衛関連の省庁、部局及び防衛隊 (防衛技術機関を含む)；
- (11) 財務及び税務関連の省庁及び部局 (国立／連邦立／王立の予算及び税務当局を含む)；
- (12) 外務／外交関係／領事館／大使館の省庁及び部局；
- (13) 内政部、内政／内務／大陸問題、及び国土安全保障；
- (14) 州立／国立電気通信情報技術局、審議会、議会及び開発当局 (国家情報／重要インフラデータセンター、及び情報通信技術 (ICT)／通信インフラ／周波数計画、政策、規制及び試験を含む)；
- (15) 警察、捜査及びその他の法執行機関及び団体 (デジタル犯罪／サイバー犯罪／コンピュータ科学捜査、麻薬対策／テロ対策／拡散阻止関連の機関を含む)；
- (16) 刑務所；
- (17) 公安機関及び団体 (民間防衛、危機管理、及び 初期対応者の国立／連邦立／王立の機関及び部局を含む)。

“Motion control board”[モーションコントロールボード] (カテゴリー2)―

“輪郭制御”をすることができる工作機械の軸の動きを同時に関連づけて制御できる機能を持つコンピュータシステムを提供するために特別に設計した電子“組立品”をいう。

“Multichip integrated circuit”[マルチチップ集積回路] (カテゴリー3)―

同一基板上にモノリシック集積回路を複数搭載したものをいう。

“Multi-data-stream processing”[並列処理機能] (カテゴリー4)―

“マイクロプログラム”又は装置の方式設計技術であって、2個以上のデータ系列を1個以上の命令系列によって次のような手段により同時処理が可能なものをいう：



- (a) ベクトルプロセッサ又はアレイプロセッサのような単一命令複数データ (SIMD) 方式 ;
- (b) 複数配列単一命令複数データ (MSIMD) 方式 ;
- (c) 複数命令複数データ (MIMD) 方式 (密結合、近接結合 (近結合) 又は疎結合のものを含む) ; 又は
- (d) 演算素子の構造化配列 (シストリックアレイを含む)。

**Multiple channel Analogue-to-Digital Converter (ADC) [複数のチャンネルを有する ADC] (カテゴリー3)**  
 複数の ADC を集積したデバイスであって、各 ADC が異なるアナログ入力を受け入れるように設計したものをいう。

“Multispectral Imaging Sensors” [マルチスペクトルイメージセンサー] (カテゴリー6) --  
 複数の分離したスペクトル帯域から、同時に又は連続的にイメージデータを得ることができるものをいう。  
 20 を超える離散的なスペクトル帯域を持つセンサーは、時にはハイパースペクトルイメージセンサーと呼ばれる。

“N. E. S”

N. E. S 又は n. e. s. は、“not elsewhere specified” [他のエントリーで指定されていないもの] を意味する略語である。

NATO [北大西洋条約機構]

次の加盟国から構成される戦略的防衛組織 :

アルバニア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、チェコ、デンマーク、エストニア、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、トルコ、イギリス及び米国。

NLR

NLR (“no license required” [輸出許可不要]) は、輸出許可が不要であることを証明する自動化輸出システムでの電子輸出情報申告に記入する記号である。

NSG

Nuclear Suppliers Group 参照。

“Natural Uranium” [天然ウラン] (カテゴリー0)

天然ウランは、自然界で産出するウランの同位体の混合物を含有するウランをいう。

Net value [正味価額]

米国内の同業購入者に販売される実際の価額 (配送料金を引いた額) 又は最新の市場価額のうち、いずれか高額の価額をいう。

Network access controller [ネットワーク・アクセス・コントローラ] (カテゴリー4)

分散型データ処理方式のスイッチングネットワークへの物理インターフェースをいう。伝送のためにアービトレーション (例えば、トークン又はキャリアセンス) を用いて、同じ“デジタル転送速度”で終始稼動する共通媒体を使用する。他からは独立して、それに対してアドレス指定されたデータパケット又はデータグループ (例えば、IEEE 802) を選択する。通信アクセス機能を具備するためのコンピュータ又は通信装置に組み込むことができる組立品である。

Non-standard cryptography [非標準暗号]

独自に所有する若しくは未公開の暗号機能 (正当に認められた国際標準団体 (例えば、IEEE、IETF、ISO、ITU、ETSI、3GPP、TIA 及び GSM) によって採択又は承認されていない暗号アルゴリズム又はプロトコル及びその他の形態で公開されていない暗号アルゴリズム又はプロトコルを含む) の組み込み又は使用を伴う“暗号技術”を実装したものをいう。

“Nuclear reactor” [原子炉] (カテゴリー0 及び 2)

原子炉容器内部の品目又は原子炉容器に直接据え付けられる品目、炉心の出カレベルを制御する装置、及び原子炉炉心の一次冷却材を通常格納する部分品、直接接触するようになる部分品又は制御する部分品が含まれる。

Nuclear Suppliers Group (NSG) [原子力供給国グループ] (NSG)

米国及び他の国は、この多国間規制レジームの中で核の用途をもつ品目の輸出又は再輸出を制限するガイドラインに同意した。参加国には以下の国を含む :

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナ

ダ、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、カザフスタン、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、中国、ポーランド、ポルトガル、韓国、ルーマニア、ロシア、セビリア、スロバキア、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国及び米国。

EAR § 742.3 についても参照のこと。

“Numerical control”[数値制御] (カテゴリー2) --

数値データ（通常、動作が進行中に読み取られる）を扱う装置によって行なわれるプロセスの自動制御をいう（ISO 2382 参照）。

“OAM” -- “Operations, Administration or Maintenance”を参照のこと

“Object code” (or object language) [オブジェクトコード又はオブジェクト言語] (GSN[一般ソフトウェア注釈])

一個以上の手順が人間に理解できるように記述されたもの（“ソースコード”（又はソース言語）を、プログラミングシステムによって装置が実行可能な形式に変換されたものをいう。（“source code”も参照のこと）

Office of Foreign Assets Control (FAC) or (OFAC) [海外資産管理局]

財務省の局であって、経済制裁の対象となる外国の資産の凍結、特定の国々又はこれらの国々の国民との取引において、米国民（海外の子会社を含む）による関与の規制、及び特定の国々又は国々の地域への禁輸の執行に対して、責任を持っている。（31 CFR § 500 から § 590 を参照のこと。）

“Open cryptographic interface” [オープン暗号インタフェース]

顧客又は他の関係者に、製造業者又はその代理店の介入、援助又は補助なしで、暗号の機能を挿入することができるように設計された仕組みをいう（例えば、暗号コードの製造業者の署名又は専用のインタフェース）。暗号インタフェースが、変更ができない暗号アルゴリズム、鍵長又は鍵交換管理システムの固定した組合せを実装している場合、“オープン”な暗号インタフェースとはみなされない。すべての汎用のアプリケーション・プログラミング・インタフェース（例えば、暗号又は非暗号インタフェースのどちらにも対応するが、それ自身では暗号機能を保持していないもの）は、“オープン”な暗号インタフェースとはみなされない。

“Operate autonomously” [自律的に潜航する] (カテゴリー8) --

潜水艇が海上、海底又は海岸にある支援船又は支援基地を必要とせずに、その潜舵のみを動的に使用して、その深度を安全に制御することができる最小速度で、完全に潜水した状態のすべてのシステム（潜水及び水上での使用のための推進装置を含む）が作業し巡航することをいう。

Operating Committee (OC) [運営委員会]

OC の議決権を持つメンバーには、商務省、国務省、国防総省、（暗号輸出については）司法省、エネルギー省及び軍備管理軍縮局のしかるべき機関の代表者を含む。統合参謀本部のしかるべき代表者及び中央情報局の拡散防止センター長官は、議決権を持たないメンバーである。商務省の代表者（長官により任命される）が OC の議長となり、輸出政策諮問委員会の事務局長としてつとめる。この定義で特定される以外の他の政府機関又は省庁に關係する問題が審議中の場合、OC は、OC の活動に参加させるため当該機関又は省庁の代表者を招聘することができる。

Operations, Administration or Maintenance (“OAM”) [操作、管理又は保守 (OAM)] (Cat 5P2)

次のいずれか一つ以上に該当する作業をいう：

(a) 次のいずれかの確立又は管理：

- (1) 使用者又は管理者のアカウント又は権限；
- (2) ある貨物又はあるプログラムの設定；又は
- (3) 本定義の (a) (1) 又は (a) (2) 項で記述される作業を支援するための認証データ；

(b) ある貨物若しくはあるプログラムの稼働状態又は性能の監視又は管理；或いは

(c) 本定義の (a) 若しくは (b) 項で記述される作業を支援するためのログ又は検査データの管理。

“Operations, Administration or Maintenance” [操作、管理又は保守] の定義に対する注：

“OAM”には、次に掲げるいずれかの作業又はそれらに関連する鍵管理機能は含まない：

- a. 本定義の(a) (1)若しくは(a) (2)項で記述される作業を支援するための認証データの確立又は管理に直接関係しない暗号機能の提供又は機能向上；又は
- b. ある貨物又はあるプログラムのフォワーディングプレーンやデータプレーンにおいて暗号機能を実現させるもの。

“Optical integrated circuit”[光集積回路] (カテゴリー3) --

“モノリシック集積回路”又は“ハイブリッド集積回路”であって、1以上の受光素子若しくは発光素子として機能するように設計した部品、又は光機能若しくは光と電気の相互変換の機能を果たすように設計した部品を含む。

“Optical switching” [光交換機能] (カテゴリー5) --

電気信号への変換を行わずに、光信号の経路選択又は交換を行う機能をいう。

Order Party[注文当事者]

外国の購入者又は最終荷受人との直接交渉又は連絡を行う米国の在住者であって、これらの交渉の結果、外国の購入者又は最終荷受人から注文を受ける者をいう。

Organization for the Prohibition of Chemical Weapons (OPCW) [化学兵器禁止機関]

化学兵器禁止条約の執行を行うオランダのハーグにある国際組織をいう。

Other party authorized to receive license[輸出許可証を受け取る権限を与えられたその他の当事者]

申請者によって輸出許可証を受け取る権限を与えられた者をいう。申請書のBlock 15に人物及び住所がリストされている場合、産業安全保障局は申請者の替わりにその人物に輸出許可証を送付する。他の当事者が輸出許可証を受け取ることを指名しても、申請者、輸出許可証取得者又は輸出者の責務は変わらない。

“Overall current density”[最大電流密度] (カテゴリー3) --

コイルのアンペアターン（すなわち、総巻数に各巻線に流れる最大電流を乗じた値）を、コイル（超伝導フィラメント、超伝導フィラメントが埋め込まれた金属をマトリックスとするもの、カプセル化された材料、冷却管等を含む）の合計断面積で除した総数をいう。

Part[部品]

これは、“部分品”、“附属品”、又は“アタッチメント”の単一の組立てられていない構成要素であって、設計使用目的の破壊又は欠陥がなければ、通常は分解の対象とならないものをいう。例としては、ねじ部品（例えば、ネジ、ボルト、ナット、ナットプレート、鋸、インサート）、その他の留め金具（例えば、クリップ、リベット、ピン）、共通金具（例えば、ワッシャ、スペーサ、絶縁体、座金、ブッシュ）、ばね及びワイヤーが含まれる。

“Part program”[パートプログラム] (Cat. 2) --

自動制御系で実行されるべき操作を引き起こすために必要な言語又は形式で書かれた順序付けた命令の集合であって、入力媒体に機械語プログラム形式で書かれたもの、又は機械語プログラムを得るためにコンピュータ処理のための入力データとして作成されたものをいう（ISO 2806-1980 参照）。

“Payload[ペイロード]” (MTCR 関連)

指定されたロケットシステム又は無人航空機(UAV)システムにより運搬されたり届けることができる総質量をいう（飛行の維持のために用いられるものを除く）。

注：“ペイロード”に含まれるべき個々の装置、サブシステム又は部分品は、建造中の飛しょう体のタイプ及び飛行形態によって決まる。

**Technical Note :**

a. 弾道ミサイル

1. 再突入体(RV)の切離し機能を有するシステムの“ペイロード”には、以下を含む：

i. RVには、以下を含む：

A. 専用の誘導装置、ナビゲーション装置及び制御装置；

B. 専用の妨害手段装置；

ii. あらゆる種類の軍需品（例えば、爆発物又は非爆発物）；

iii. 軍需品の支持用の構造物及び展開機構（例えば、バス/ポストブーストビークルにRVを取付けたり切離すために用いられるハードウェア）であって、飛しょう体の構造上の完全性を妨げることなく取り外すことができるもの；

iv. 安全、武装、起爆、又は爆破用の機構及び装置；

- v. その他のあらゆる妨害手段装置（例えば、おとり、妨害器又はチャフ散布装置）であって、RVバス／ポストブーストビークルから切離すことができるもの；
  - vi. バス／ポストブーストビークル又は姿勢制御／速度調整モジュール（他段のオペレーションに欠くことのできないシステム／サブシステムは含まない）。
2. 再突入体切離し機能を有さないシステムの“ペイロード”には、以下を含む：
    - i. あらゆる種類の軍需品（例えば、爆発物又は非爆発物）；
    - ii. 軍需品の支持用の構造物及び展開機構であって、飛しょう体の構造上の完全性を妨げることなく取り外すことができるもの；
    - iii. 安全、武装、起爆、又は爆破用の機構及び装置；
    - iv. その他のあらゆる妨害手段装置（例えば、おとり、妨害器又はチャフ散布装置）であって、飛しょう体の構造上の完全性を妨げることなく取り外すことができるもの。
  - b. 宇宙空間への打上げ用の飛しょう体—“ペイロード”には、以下を含む：
    1. 単一又は複数の宇宙船（人工衛星を含む）；
    2. 宇宙船と打上げ用飛しょう体アダプター（該当する場合、アポジ（遠地点）モーター／ペリジ（近地点）モーター又は同様の軌道変換システム及び分離システムを含む）；
  - c. 探査ロケット—“ペイロード”には、以下を含む：
    1. ミッションに必要な装置（例えば、ミッション固有データのデータ収集、記録又は伝送用の機器）；
    2. 回収装置（例えば、パラシュート）であって、飛しょう体の構造上の完全性を妨げることなく取り外すことができるもの。
  - d. 巡航ミサイル—“ペイロード”には、以下を含む：
    1. あらゆる種類の軍需品（例えば、爆発物又は非爆発物）；
    2. 軍需品の支持用の構造物及び機構であって、飛しょう体の構造上の完全性を妨げることなく取り外すことができるもの；
    3. 安全、武装、起爆、又は爆破用の機構及び装置；
    4. 妨害手段装置（例えば、おとり、妨害器又はチャフ散布装置）であって、飛しょう体の構造上の完全性を妨げることなく取り外すことができるもの；
    5. シグネチャ変更装置であって、飛しょう体の構造上の完全性を妨げることなく取り外すことができるもの；
  - e. その他のUAVs（無人航空機）—“ペイロード”には、以下を含む：
    1. あらゆる種類の軍需品（例えば、爆発物又は非爆発物）；
    2. 安全、武装、起爆、又は爆破用の機構及び装置；
    3. 妨害手段装置（例えば、おとり、妨害器又はチャフ散布装置）であって、飛しょう体の構造上の完全性を妨げることなく取り外すことができるもの；
    4. シグネチャ変更装置であって、飛しょう体の構造上の完全性を妨げることなく取り外すことができるもの；
    5. ミッションに必要な装置（例えば、ミッション固有データのデータ収集、記録又は伝送用の機器）及び支持構造であって、飛しょう体の構造上の完全性を妨げることなく取り外すことができるもの；
    6. 回収装置（例えば、パラシュート）であって、飛しょう体の構造上の完全性を妨げることなく取り外すことができるもの；
    7. 軍需品の支持用の構造物及び展開機構であって、飛しょう体の構造上の完全性を妨げることなく取り外すことができるもの。

“Peak power” [ピーク出力] (カテゴリー6) --

“パルス幅”において得られた出力のうち最大の出力をいう。

Person [人]

自然人（米国又は外国の市民又は国民を含む）；あらゆる企業；あらゆる政府、政府機関、政府省庁又は政府委員会；あらゆる労働組合；あらゆる友愛組織又は社会組織；及びその他の協会又は組織をいう（利益のために組織されたものであるか否かを問わない）。

Personal area network [パーソナルエリアネットワーク] (カテゴリー5 part 2) --

次のすべての特性を有するデータ通信システムをいう：

- (a) 任意の数の独立した若しくは相互接続された'データデバイス'が、互いに直接通信することができるもの；並びに
- (b) 個々人又はデバイスコントローラの近接する範囲（例えば、一部屋、オフィス又は自動車、及びそれらに隣接する周辺空間）にあるデバイス間での通信に制限されたもの。

**Technical Note:**

'データデバイス'は、デジタル情報のシーケンスを送受信することができる装置をいう。

**Port of export**[輸出港]

海外に出荷される積荷が輸出運送業者に積み込まれる港をいう。郵便による輸出の場合、郵送される場所[米国郵便局名]をいう。

**"Principal element"**[主要な要素] (カテゴリ4) --

一つの要素の再取得価額が、その要素を内蔵するシステムの総価額の35%を超える場合、その要素は"主要な要素"という。要素の価額は、システムの製造業者又はシステムインテグレータによって、その要素について支払った価額である。総価額は、製造又は混載輸送時点での関連のない当事者への通常の国際的な販売価額である。

**Principal parties in interest**[主たる受益者]

取引において、その取引の主たる利益を（金銭或いは別な形で）受ける者をいう。一般に、取引主体者は、売り手及びバイヤーである。ほとんどの場合、運送業者又はその他の代理人は、主たる受益者でない。

**"Production"**[製造] (General Technology Note) (すべてのカテゴリ) --

生産エンジニアリング、製品化、統合、組立て（マウント）、検査、試験、品質保証等のすべての製造工程をいう。

**"Production equipment"**[生産装置] (MTCR 関連) --

工具、テンプレート、ジグ、マンドレル、モールド、金型、取付け具、調節装置、試験装置、その他の機械及びこれらの部分品であって、"開発"又は"製造"の一つ以上の段階のために特別に設計又は改造されたものに限る。

**Production Facilities**[生産設備] (MTCR 関連のみ) (カテゴリ7 及び 9) --

"生産装置"及びこれらのために特別に設計された"ソフトウェア"であって、"開発"又は"生産"の一つ以上の段階用の施設に統合されたものをいう。

**"Program"**[プログラム] (カテゴリ2、4 及び 6) --

電子計算機で実行可能な形式（又はそれに変換できる形式）で、プロセスを実行する命令列をいう。

**"Proof test"**[耐力試験] (カテゴリ5) --

0.5m から 3m までの間隔に置かれた直径がおおよそ 150mm のキャプスタン間を 2m/秒から 5m/秒までの速さで通過中のファイバーに対し、規定の張力を動的に加えるオンライン又はオフラインのスクリーニングテストをいう。周囲温度は、公称 293K (20°C)、相対湿度は公称 40%である。

注："耐力試験"実施についての同等の国家標準を用いることができる。

**Proscribed person**[禁止された者]

EAR のもとでの認可なしに、問題とする品目を受け取ること又は EAR に対象となる取引に参加することを禁じられている者（例えば、エンティティリスト掲載者又は輸出権利剥奪者[denied persons]）をいう。

**Publicly available encryption software**[一般に入手可能な暗号ソフトウェア]

EAR § 742.15(b) 参照

**Published**[公開されるもの]

EAR § 734.7 参照

**"Pulse compression"**[パルス圧縮] (カテゴリ6) --

広いパルス幅のレーダー信号を、高いパルスエネルギーの利点を維持する中で、狭いパルス幅の信号にコード化及び処理することをいう。

**"Pulse duration"**[パルス幅] (カテゴリ6) --

単一の"レーザー"パルスの前縁（立上がり）において出力が最大出力の半分まで増加した時点と、当該"レーザー"パルスの後縁（立下がり）において出力が最大出力の半分まで減少した時点との間の時間をいう。

**"Pulsed laser"** [パルスレーザー発振器] (カテゴリ6)

パルス"レーザー発振器"は、"パルス幅"が、0.25 秒以下のものをいう。

**Purchaser**[購入者]

最終荷受人に納品のために品目を購入する取引に従事した海外に在住する者をいう。ほとんどの場合、購入者は銀行、運送業者又は中間業者ではない。購入者及び最終荷受人は、同じ者である場合がある。

Pyrotechnic(s) [火工品(信号・照明弾類)] (カテゴリー1)

固体燃料又は液体燃料と酸化剤の混合物であって、点火された際に、規定の時間遅れ、又は多量の熱、音、煙、可視光若しくは赤外線放射を引き起こすことを意図して、制御された速度で化学エネルギー反応を生じるものをいう。自然発火性物質は、火工品(信号・照明弾類)の下位に分類されるもので、酸化剤は含まないが、空気との接触により自然発火するものである。

Quantum cryptography[量子暗号] (Cat 5P2)

物理システムの量子力学的特性（量子光学、量子場理論又は量子電気力学によって明確に規律された物理特性を含む）を測定することにより“暗号”用の共有鍵を確立させるための一連の技術をいう。

RWA

Return Without Action を参照のこと。

“Radar frequency agility”[レーダー周波数アジリティー] (カテゴリー6) --

パルスレーダー送信機の搬送周波数を、パルス間又はパルス群間でパルス帯域幅以上の量疑似ランダムシーケンスで変化させる技術をいう。

“Radar spread spectrum”[レーダースペクトル拡散] (カテゴリー6) --

ランダム又は疑似ランダムなコーディング技術を用いて、相対的に狭い周波数帯域の信号からより広い周波数帯域へとエネルギーを拡散させる変調技術をいう。

“Radiant sensitivity”[放射感度]

放射感度 (mA/W) = 0.807 x (波長[nm]) x 量子効率 (QE)

**Technical Note :**

QE は、通常パーセンテージで表される；しかし、この式でいうところにおいて、QE は 1 未満の少数で表される（例えば、78%の場合は、0.78）。

“Range”[潜航可能範囲] (カテゴリー8) --

潜水艇が潜航することができる最大距離の半分の距離をいう。

“Range”[航続距離] (MTCR 関連)

指定されたロケットシステム又は無人航空機 (UAV) システムが安定した飛行モードで飛行することができる最大距離をいう（地球表面上の軌道の投影によって測定される）。

**Technical Note :**

- “航続距離”を決定する際に、燃料又は推進薬を満載した場合におけるシステムの設計特性に基づく最大能力が考慮されるものとする。
- ロケットシステム及び UAV システムの両方の“航続距離”は、運用上の制限、遠隔測定で強いられる限度、データリンク又はその他の外部の制約等のいずれかの外部要因とは無関係に決定されるものとする。
- ロケットシステムの場合、“航続距離”は、無風状態において ICAO (国際民間航空機関) の標準大気を仮定条件として、“航続距離”を最大化する軌道を用いて決定されるものとする。
- UAV (無人航空機) の場合、“航続距離”は、無風状態において ICAO (国際民間航空機関) の標準大気を仮定条件として、最大燃料効率飛行経路（例えば、巡航速度及び高度）を用いた片道距離として決定されるものとする。

Readable or readability[読みやすい又は読みやすさ]

読みやすい又は読みやすさは、一群の文字又は数字が、完全な語又は数として認識される品質をいう。

“Real time Processing”[実時間処理] (カテゴリー2、4、及び6) --

電子計算機によるデータ処理であって、外部事象により刺激されたときに、システムの負荷にかかわらず利用できる資源の機能として、保証された応答時間内で要求レベルのサービスを提供することをいう。

Reasons for Control[規制理由]

規制理由には次のものがある：

反テロリズム (AT)、生物化学兵器 (CB)、化学兵器禁止条約 (CW)、犯罪規制 (CC)、暗号品目 (EI)、小火器条約 (FC)、ミサイル技術 (MT)、国家安全保障 (NS)、核不拡散 (NP)、地域の安定 (RS)、供給不足 (SS)、重

要品目 (SI)、盗聴 (SL) 及び国連制裁 (UN)。

#### Recoverable commodities and software [回復可能な貨物及びソフトウェア]

暗号品目に適用される場合、次のいずれかをいう：

- (a) 回復機能を搭載した蓄積型のデータ製品であって、その機能を作動させたとき、エンドユーザの助力なしに、暗号データの平文の回復ができるもの；又は
- (b) エンドユーザから隔離されたネットワーク管理者又はその他の権限を与えられた者が、エンドユーザが知ることなく、かつ、エンドユーザの助力なしに、平文への法執行によるアクセスができるように設計された製品又はシステム。これには、例えば、ネットワーク又はインフラシステムの中の間点で平文が存在し、アクセスできる製品又はシステム、企業が管理する回復システム、並びにシステム管理者が管理するサーバーで平文の回復ができるか若しくは企業の外側から平文の回復を提供することができる製品を含む。

**本定義の注：**“平文”は、暗号をかける前に、回復可能な製品により最初に受け取られるデータ又は回復可能な製品に提出されるデータを示す。

#### Reexport [再輸出]

EAR § 734.14 参照

#### Release [提供]

EAR § 734.15 参照

#### “Repeatability” [再現性] (カテゴリー7)

計測時に計測条件を変化させる又は作動を停止させる場合において、同一の作動条件の下で同一のパラメータを繰り返し計測した値の近似度をいう。(参照：IEEE STD528-2001 (1 シグマ標準偏差))

#### “Repeatability” [再現性] (MTCR 関連のみ) (カテゴリー7)

repeatability (gyro, accelerometer) [再現性 (ジャイロ、加速度計)] の表題をつけた定義欄 2.214 項における慣性センサーの用語 528-2001 についての IEEE 規格による (下記)：

“計測時に計測条件を変化させる又は作動を停止させる場合において、同一の作動条件の下で同一のパラメータを繰り返し計測した値の近似度”。

#### Replacement license [差替え輸出許可]

産業安全保障局が発行した輸出許可証に記載された情報、条件又は追加条項の修正について BIS が認可することをいう。EAR § 750.7 を参照のこと。

#### Required [必要な] (General Technology Note) [一般技術注釈]

“技術”又は“ソフトウェア”に適用される場合、規制される性能レベル、特性若しくは機能に到達し又はこれらを超えるのに特に役割を果たしている“技術”又は“ソフトウェア”をいう。上記の“必要な”“技術”又は“ソフトウェア”は、異なる製品で共有される場合がある。たとえば、製品“X”が 400MHz 以上で動作する場合に CCL で規制され、400MHz 未満で動作する場合規制されないと仮定する。製造技術“A”、“B”及び“C”が 399MHz 以下の製造しかできない場合、製造技術“A”、“B”及び“C”は、製品“X”を製造するために“必要な”技術ではない。技術“A”、“B”、“C”、“D”及び“E”が一緒に使用される場合に、製造者は 400MHz 以上で動作する製品“X”を製造することができる。この事例において、技術“D”及び“E”は規制される製品を作るのに特に役割を果たしており、従ってこの一般技術注釈のもとに“必要な”技術である。(General Technology Note を参照のこと。)

**Required [必要な] の定義に対する注 1：**ITAR と EAR は、しばしば、それぞれの一連の規則の範囲内か或いはそれぞれの一連の規則の間で、以下の規制について意見が分かれている：

- (a) 部品、部分品、附属品、アタッチメント、及びソフトウェアに対する規制；並びに
- (b) れらの部品、部分品、附属品、アタッチメント、及びソフトウェアがインストール又は組み込まれる最終品目、システム、装置、又はその他の品目に対する規制。

**Required [必要な] の定義に対する注 2：**“特性”及び“機能”への言及は、何が規制されるかの範囲を記述する技術パラメータを使用する CCL 上のエントリーには限定されない。リストされる品目の“特性”及び“機能”は、明確に規定する定義のない、標準辞書の定義である。たとえば、ECCN 9A610. a は、USML の VIII (a) 項で列挙されていない軍事用途のために特別に設計された軍用機を規制している。このエントリーでは性能レベルが特定されていないが、この航空機の規制特性は、“軍事用途のために”特別に設計されているということである。従って、たとえば、ECCN 9A991. a で規制される航空機とは対照的に、航空機を“軍事用途のため”のものとする特有の技術は、重要性の如何にかかわらず、軍事用途のために特別に設計された航

空機のために“必要な”技術資料となり、従って、ECCN 9E610 で規制される。

**Required[必要な]の定義に対する注 3**：USML で詳細に列挙されていない分類されていない技術は、EAR 対象の貨物又はソフトウェアの“開発”、“製造”、“使用”、操作、据付、保守、修理、オーバーホール、又は分解修理（又は“技術”を規制する CCL において ECCN で指定されるその他の用語）のために“必要な”ものである場合、“EAR の対象”となる。従って、たとえば、USML で詳細に列挙されていない分類されていない技術が USML VIII (a) の航空機に組み込まれているか設置されている 9A610. x の航空機の部分品の開発又は製造のために“必要な”ものである場合、その“技術”は USML VIII (i) ではなく、ECCN 9E610 で規制される。逆に、たとえば、ITAR 対象の部分品の開発又は製造に直接的に関連する技術資料は、それが EAR 対象の装置で開発又は製造されているという理由だけでは、EAR の対象とはならない。

Return Without Action[何らの措置もとらずに返送される] (RWA)

申請書は、次の理由の 1 つにより RWA'd [何らの措置もとらずに返送される] 場合がある：

- (a) 申請者が申請書の返送を要求した場合；
- (b) 許可例外が適用される場合；
- (c) 品目が、商務省の管轄範囲にない場合；
- (d) 必要な書類が、申請書と一緒に提出されなかった場合；又は
- (e) 申請書の処理に必要な追加情報の要求を何度か試みたが、申請者が手に入れることができい場合。

“Robot”[ロボット] (カテゴリー 2 及び 8) --

マニピュレーション機構であって、CP 制御又は PTP 制御のいずれかによるもののうち (“センサー”を有するものを含む)、次のすべての機能を有するものをいう：

- (a) 多機能であるもの；
- (b) 三次元空間を自由に動くことにより、材料、部品、工具又は特別装置の位置決め又は方向決めが可能であるもの；
- (c) 閉ループ又は開ループのサーボ装置（ステッピングモーターを組み込んだものを含む）を 3 以上有するもの；及び
- (d) 教示若しくはプレイバック方法により、又はプログラム可能なロジックコントローラとして用いる電子計算機により、メカニカルな介入なしで、“利用者によるプログラム書換えを可能”とする機能を有するもの。

**注**：この定義には、次に掲げる装置を含まない：

- (a) マニピュレーション機構であって、手動又は遠隔操作によってのみ制御可能なもの；
- (b) 固定シーケンスマニピュレーション機構であって、機械的に固定されたプログラム運動に従って動作する自動運動装置。プログラムが、ピン又はカム等の固定止め具によって、機械的に制限されているもの。移動のシーケンス及び経路又は角度の選択が、機械的、電子的又は電気的な方法で変更又は交換されないもの；
- (c) 機械的に制御される可変シーケンスマニピュレーション機構であって、機械的に固定されたプログラム運動に従って動作する自動運動装置。プログラムが、ピン又はカム等の固定であるが調整可能な止め具によって、機械的に制限されているもの。移動のシーケンス及び経路又は角度の選択が、固定されたプログラムのパターンの範囲内で変更できるもの。一つ以上の運動軸のプログラムパターン（例えば、ピンの変更又はカムの交換）のバリエーション又は修正が、機械的操作を通してのみ可能であるもの；
- (d) 非サーボ制御の可変シーケンスマニピュレーション機構であって、機械的に固定されたプログラム運動に従って動作する自動運動装置。プログラムは可変であるが、シーケンスが機械的に固定された電氣的バイナリー装置又は調整可能な止め具からのバイナリー信号によってのみ進むもの；
- (e) 直角座標マニピュレーターシステムとして定義されるスタッカークレーンであって、貯蔵場所の垂直な配列と一体のものとして製造され、貯蔵又は取り出しのために貯蔵場所の中身にアクセスできるように設計されたもの。

Routed export transaction[ルーティッド輸出取引]

外国の主たる受益者が、米国からの品目の輸出を容易にするため、米国の運送業者又はその他の代理店に委任して行う取引をいう。

“Run-out”. (out-of-true running) [回転振れ] (カテゴリー 2) --



スピンドル軸に対し直角な一平面内で測定される主軸の一回転における半径方向の変位をいい、試験される外側又は内側の回転面上の一つのポイントで測定される。(ISO 230 Part 1-1986、5.61 項を参照のこと)。

“SHPL” (カテゴリー6)

“Super High Power Laser” [超高出力レーザー] に同じ。“Super High Power Laser” の定義を参照のこと。

SNEC

Subgroup on Nuclear Export Coordination を参照のこと。

Sample rate [サンプルレート] (カテゴリー3)

ADC (オーバーサンプリング型 ADC を除く) において 1 秒当たりのアナログ入力で測定される最大のサンプル数をいう。オーバーサンプリング型 ADC においては、その出力ワードレートを“サンプルレート”という。“サンプルレート”は、サンプリングレート (メガサンプル毎秒 (MSPS) 又はギガサンプル毎秒 (GSPS) で表示) 又は変換レート (ヘルツ (Hz) で表示) ともいう。

“Scale factor” [スケールファクター] (ジャイロ又は加速度計) (カテゴリー7) --

計測すべき入力値の変化に対する出力値の変化の比率をいう。スケールファクターは通常、計測範囲全体に渡って入力値を周期的に変化させて得られた入出力データを基に、最小 2 乗法を用いて得られた直線の勾配として求められる。

Schedule B numbers [別表 B 番号]

米国から輸出される国内及び外国貨物の国勢調査局発行の別表 B の統計分類番号の最新版に記載される貨物番号をいう。(別表 B 番号の使用に関する情報については EAR § 758 を参照のこと)。

Shield [シールド]

シールドは国務省が議長となり、主に化学生物兵器 (CBW) 理由で規制される品目を含む申請書を審査する。シールドは、CBW 理由で規制されないが、懸念される国及び/又は最終用途/最終重要者を仕向先とする品目を含む申請書についても審査する。EAR § 750.4 を参照のこと。

“Signal analyzers” [周波数分析器] (カテゴリー3) --

多周波数信号の中から単一周波数成分の基本的な特性を測定し、かつ、表示することができる装置をいう。

“Signal processing” [信号処理] (カテゴリー3、4、5 及び 6) --

外部からの情報を伝送する信号を処理することであって、高速フーリエ変換、ウォルシュ変換若しくはその他の領域間の変換、時間圧縮、フィルター処理、抽出、選択、相関、たたみ込みその他これらに類するアルゴリズムを用いることをいう。

Single shipment [単一出荷]

1 人の輸出者から同じ輸出運送業者で 1 人の荷受人又は中間荷受人に同時に行われるすべての品目の移動をいう (たとえこれらの品目が 1 人以上の最終荷受人に配送される場合であっても同様である)。この方法で輸送される品目は単一出荷として取り扱われる (たとえその品目が複数の注文になるか、別のコンテナになる場合であっても同様である)。

“Software” [ソフトウェア] (カテゴリー: すべて) --

何らかの有形の表現媒体に固定された 1 つ以上の“プログラム”又は“マイクロプログラム”の集合をいう。

“Source code” (or source language) [ソースコード] (カテゴリー1、4、5P2、6、7 及び 9) --

1 個以上の手順が人間に理解できるように記述されたものであって、プログラミングシステムにより電子装置が実行できる形式 (“オブジェクトコード”に変換可能なものをいう)。

“Spacecraft” [宇宙空間用の飛しょう体] (カテゴリー9) --

能動的及び受動的衛星並びに宇宙探査機をいう。

Spacecraft bus [宇宙空間用の飛しょう体のバス] (Cat 9)

“宇宙空間用の飛しょう体”の動作に必要な基本システム及び“宇宙空間用の飛しょう体のペイロード”の搭載場所を備えつけた装置をいう。

Spacecraft payload [宇宙空間用の飛しょう体のペイロード] (Cat 9)

“宇宙空間用の飛しょう体のバス”に取り付けられる装置であって、宇宙空間における特定の目的を遂行するために設計したものをいう。

“Space-qualified” [宇宙用に設計した] (カテゴリー3、6、及び 7) --

地面上 100km を超える高度で動作するように設計若しくは製造されたもの又は好結果の試験過程により地面上 100km を超える高度での動作することが適格とされるものをいう。

注 1：特定の品目が試験過程によって“Space qualified”[宇宙用に設計した]であると判定することは、同じ生産工程又は型式シリーズの中の他の品目が、個別に試験されていない場合、“Space qualified”[宇宙用に設計した]であることを意味しない。

注 2：この定義にある用語‘設計された’及び‘製造された’は、“specially designed[特別に設計された]”と同義である。従って、例えば、宇宙空間用の飛しょう体のために“特別に設計された”品目は、100km を超える高度で動作するために‘設計された’又は‘製造された’ものとみなされ、宇宙空間用の飛しょう体のために“特別に設計された”ものでない品目は、‘設計された’又は‘製造された’ものとはみなされない。

“Special fissile material”[特殊核分裂物質] (カテゴリー0)

プルトニウム 239、ウラン 233、“同位元素 235 又は 233 の濃縮ウラン”、及び前述の物質を含む物質をいう。

注：原子力規制委員会規則の 10 CFR 110.2 で定義される場所では、“特別核分裂物質”は、プルトニウム、ウラン 233、又は同位元素ウラン 235 を 0.711 重量パーセントを超えて濃縮されたウランをいう。

Specially Designated National (SDN) [特別指定国民]

海外資産管理局によって発行された規則 (31CFR § 500 から § 590 を参照のこと) のもとに、何らかの理由で財務長官により特別指定国民であると決定された者をいう。

Specially Designated Terrorist (SDT) [特別指定テロリスト]

海外資産管理局によって発行された告示又は規則 (31CFR 第 5 章を参照のこと) のもとに、財務長官により特別指定テロリストであると決定された者をいう。

Specially designed [特別に設計された]

この定義を適用する際には、以下に掲げるこの逐次分析に従いなさい。

(“特別に設計された”のレビュー手順 (この用語のレビューがより広範な CCL にどのように関連しているかを含む) に関する補足ガイダンスについて、EAR § 774 付則 4 の「商務省規制品リストレビュー手順」を参照しなさい。)

(a) (b) 項で記述される品目を除いて、品目は、次に該当する場合、“特別に設計された”ものである：

- (1) “開発”の結果として、関連する ECCN 又は米国軍需品リスト (USML) の項に掲げる性能レベル、特性又は機能に到達又は超えることに対し特に役割を果たしているもの；又は
- (2) CCL 又は USML で 列挙される 若しくはその他の形態で記述される貨物若しくは防衛物品で使用するため若しくはそれらと共に使用するための“部品”、“部分品”、“付属品”、“アタッチメント”、若しくは“ソフトウェア”であるもの。

(b) (a) 項では規制されることになる“部品”、“部分品”、“付属品”、又は“アタッチメント”は、以下に該当する場合、“特別に設計された”ものではない：

- (1) 品目管轄裁定 (CJ) 又は § 748.3(e) に基づく各省庁間で明確にされた貨物番号分類 (CCATS) において、規制パラメータとして“特別に設計された”を含んでいない ECCN 項番にある又は EAR99 として特定されたもの；
- (2) 締結具 (例えば、ネジ、ボルト、ナット、ナットプレート、スタッド、インサート、クリップ、リベット、ピン)、ワッシャー、スペーサ、絶縁物、グロメット、ブッシュ、ばね、ワイヤー、ハンダ (‘形状’ 又は ‘適合性’ を問わない)；
- (3) 以下に該当する品目の中で使用される又はその品目と共に使用される貨物又はソフトウェアと、同一又は‘同等’の形状及び適合性を持つもの：
  - (i) “製造”中であるもの又は“製造”中であつたもの (すなわち、“開発”中ではないもの)；並びに、
  - (ii) CCL 若しくは USML のいずれにも 列挙 されていないもの、又は反テロリズム (AT) 理由でのみ規制される ECCN に入るもの；
- (4) 以下の (i) に示す貨物若しくはソフトウェアと合わせて (ii) に示す貨物若しくはソフトウェアの中で使用される又はそれらと共に使用されるとの“認識”を持って開発されたもの又は開発されているもの：
  - (i) ECCN で記述される貨物若しくはソフトウェア；
  - (ii) CCL 若しくは USML のいずれにも 列挙 されない貨物若しくはソフトウェア (例えば、EAR99 の貨物若しくはソフトウェア) 又は反テロリズム (AT) 理由でのみ規制される ECCN で記述される貨物若しくはソフトウェア；
- (5) 汎用の貨物又はソフトウェアとして開発された又は開発されているもの (すなわち、特定の貨物 (例えば、F/A-18 若しくは HMMWV [高機動多用途装輪車両]) 又は貨物の種類 (例えば、航空機若しくは

工作機械)の中で使用される又はそれらと共に使用されるとの“認識”を持たずに開発されたもの又は開発されているもの)：或いは

(6) 以下の(i)又は(ii)の“認識”を持って開発されたもの又は開発されているもの：

(i) AT 理由でのみ規制される ECCN で記述される貨物若しくはソフトウェアと合わせて、EAR99 の貨物若しくはソフトウェアの中で使用される若しくはそれらと共に使用される；又は

(ii) もっぱら EAR99 の貨物若しくはソフトウェアの中で使用される若しくはそれらと共に使用される。

注 1：‘列挙された’とは、以下の品目に対して言及するものである：

(i) USML 又は GCL のいずれかに掲げる品目であって、‘キャッチオール’項で規制されていないもの；及び

(ii) GCL に掲げられている場合には、反テロリズム (AT) 理由のみより多くで ECCN により規制される品目。

‘列挙された’ECCN の一例には、2A226 (次の3つの特性を持つバルブを規制している)がある：

“呼び径”が、5mm 以上のもの；

ベローズ式密閉構造を有するもの；かつ

内容物と接触するすべての部分がアルミニウム、アルミニウム合金、ニッケル又はニッケル合金 (ニッケルの含有量が全重量の 60%を超えるもの) で構成され又は裏打ちされたもの。

GCL は、規制されていない品目のために“特別に設計された”“部品”及び“部分品”を規制から除外する注釈も含んでいる。そのような規制されない品目は、単に‘記述され’ているだけであって、‘列挙された’ものではない。1A002 の注 2 は、‘記述され’た品目のために“特別に設計され”ていることに基づいて規制から除外される品目の例である。AT 理由でのみ規制される ECCN に掲げる貨物又はソフトウェアは、GCL で‘記述され’た品目の他の例である。ECCN 2B996 (寸法検査又は測定システム若しくは装置 (2B006 で規制されるものを除く)を規制している)は、AT 理由のみで規制される ECCN の中で‘記述される’貨物の例である。“specially designed”[特別に設計された]というところにおいて、ECCN 0B986、0B999、0D999、1B999、1C992、1C995、1C997、1C999、6A998 (6A998. b を除く)、及び 9A991 は、AT 理由のためにのみ規制される ECCN として取り扱われる。

注 2：‘キャッチオール’項は、特定の種類の“部品”、“部分品”、“付属品”、又は“アタッチメント”を意味しない、むしろ、それらが列挙された品目のために“特別に設計された”ことから、不特定の“部品”、“部分品”、“付属品”、又は“アタッチメント”を規制するものである。

たとえば、ECCN 9A610. x の項は、それが軍用航空機のために“特別に設計された”“部品”、“部分品”、“付属品”、又は“アタッチメント”を規制しているが、その規制の中で特定の種類の“部品”、“部分品”、“付属品”、又は“アタッチメント”を特定していないので、キャッチオールである。

7A102 の表題は、‘キャッチオール’の別の例である、これは 7A102 の中で列挙されるジャイロのために“特別に設計された”“部分品”を規制しているが、その規制の中で特定の種類の“部分品”について特定していない。

(a) (1) 項の注：

“開発”の結果として、関連する ECCN の項に掲げる性能レベル、特性又は機能に到達又は超えることに対し特に役割を果たしている特性を有する品目は、異なる製品で共有される特性を持つ場合がある。たとえば、ECCN 1A007 は、エネルギー物質を含有する起爆装置及び装薬を、電気的な方法によって起爆させるために特別に設計された装置及び機器を規制している。

車庫扉開閉装置 (“開発”の結果として車庫扉開閉装置の動作 (すなわち、車庫扉の開閉) を実行するために装置の他の部分に符号化された信号を送ることができる特性を有するもの)は、(a) (1) 項における「特に役割を果たしている」の基準を満たしていない装置の一例である。

車庫扉開閉装置は 1A007 でいうところの“特別に設計された”ものではない、なぜなら、車庫扉開閉装置はエネルギー物質を含有する起爆装置及び装薬に電気的な方法によって信号を送るために使用することができるが、車庫扉開閉装置は 1A007 の中の性能レベル、‘機能’又は特性に到達又は超えることに対し特に役割を果たしていないからである。

たとえば、車庫扉開閉装置は限られた範囲で作動するためだけに設計されており、その符号化のレベルは、エネルギー物質を含有する起爆装置及び装薬を電気的な方法によって起爆させるために使用される装置及び機器において通常必要とされる符号化ほどは高度ではない。

逆に言えば、“開発”の結果として、エネルギー物質を含有する起爆装置及び装薬に用いられる装置のために必要な特性（例えば、より長い距離に信号を送り、干渉を防止するため高度符号化信号を持ち、かつ雷管を起爆する特性）を持つ装置の他の部分は、その装置が直接的で近接的な因果関係（1A007 で特定される性能、‘機能’又は特性に到達又は超えるのに中心的で特別な因果関係）を持つので、特に役割を果たすことになる。

**(b) (3) 項の注 1 :**

その後において“開発”行為の対象となっている“製造”中の貨物（例えば、結果として貨物の信頼性又はメンテナンス性（例えば、増大された平均故障時間間隔（MTBF））が強化又は改善されるもの）（品質改善、原価低減、又は機能強化を含む）は、依然として“製造”中のものである。しかし、当該貨物の基本的な性能又は能力を変更する活動から開発された当該貨物の新しいモデル又はバージョンは、それらが“製造”段階に投入されるまで及び投入されない限り、“開発”中にある。

**(b) (3) 項の注 2 :**

貨物に関して、‘同等’とは、その形状が、もっぱら‘適合性’の目的で改造されたことを意味する。

**(b) (3) 項の注 3 :**

貨物の‘形状’とは、その構造（幾何学的に計測される構造を含む）、材料、及び材料特性であって、その形状を一意的に特徴づけるものとして定義される。

貨物の‘適合性’とは、他の品目と物理的にインタフェース若しくは相互接続する当該貨物の能力、又は他の品目の構成要素になる当該貨物の能力として定義される。

品目の‘機能’とは、その品目が性能を発揮するように設計された一つ以上の働きをいう。

‘性能’とは、所定の環境において設計された機能（例えば、速度、耐久性、信頼性、圧力、正確性、効率で計測される）を発揮する貨物の効力の尺度をいう。

ソフトウェアについては、‘形状’とは、設計、ロジックフロー、及びアルゴリズムを意味する。

‘適合性’とは、EAR 対象品目とのインタフェース又は接続性の能力を意味する。

‘機能’とは、そのソフトウェアが EAR 対象品目に直接的に実行する一つ以上の動作又はスタンドアローンアプリケーションとしての一つ以上の動作を意味する。

‘性能’とは、指定された機能を実行するソフトウェアの効力の尺度を意味する。

**(b) (3) 項及び (b) (4) 項の注 :**

AT 理由でのみ規制される ECCN であって、“specially designed” [特別に設計された] を使用するものは、(b) (3) 項及び (b) (4) 項に対して適格である。しかし、(b) (3) 項又は (b) (4) 項に基づく適用除外に対する基準は、“specially designed” [特別に設計された] からの適用除外について調べられている AT のみの ECCN に加えて、AT 理由でのみ規制される他の ECCN 又は EAR99 品目により満たされなければならない。たとえば、単一のガスケットが、ECCN 9A990 の牽引車（9A990 には“特別に設計された”部品”に対する規制を含んでいる）で使用され、かつ、EAR99 に指定されるピックアップトラックであって、“製造”中であるものでも使用される場合、その単一のガスケットは (b) (3) 項に基づいて“特別に設計された”ものから適用除外される。或いは、単一のガスケットが、9A990 の牽引車で使用されるか、使用された場合であって、9A991.b の航空機（AT 理由でのみ規制される他の ECCN）であって、“製造”中であるものでも使用される場合、そのガスケットは (b) (3) 項に基づいて“特別に設計された”ものから適用除外される。これに対して、単一ガスケットが、ECCN 9A990 の牽引車であって、“製造”中であるものでのみ使用されるか、使用された場合、(b) (3) 項は適用できない。この同じ概念が、(b) (4) 項にも適用される。

**(b) (4)、(b) (5) 及び (b) (6) 項の注 :**

(b) (4)、(b) (5) 又は (b) (6) 項に基づいて、“特別に設計された”ものではないとする貨物又はソフトウェアについては、その“開発”と同時期に全体として発生する文書により、(b) (4)、(b) (5) 又は (b) (6) 項の構成要素を立証しなければならない。そのような文書には、概念設計情報、マーケティング計画、特許出願の宣言書、又は契約書が含まれる場合がある。そのような文書がない場合、“貨物”は、(b) (4)、(b) (5) 又は (b) (6) 項によって“特別に設計された”ものであることから排除されてはならない。

“Specific modulus” [比弾性率] (カテゴリ-1) --

23±2°C (296±2K) の温度及び 50±5% の相対湿度 のもとで測定されたヤング率 (パスカル (N/m<sup>2</sup> に同じ)) を比重量 (N/m<sup>3</sup>) で除した値をいう。

“Specific tensile strength” [比強度] (カテゴリ-1) --

23±2°C (296±2K)の温度及び 50±5%の相対湿度のもとで測定された最大引張り強さ(パスカル(N/m<sup>2</sup>に同じ))を比重量(N/m<sup>3</sup>)で除した値をいう。

“Spectral efficiency”[スペクトル効率](カテゴリー5)―

QAM(直交振幅変調)、格子符号化、QPSK(4位相偏移変調)等の複合変調方式を採用した伝送システムの効率性を特徴づけるメリットパラメータを表示する数字をいう。次のように定義される:

“スペクトル効率”= (“デジタル伝送速度”(bit/秒)) / (6dB スペクトルの帯域幅 (Hz))

Spinning mass gyros [スピニングマスジャイロ](カテゴリー7)

“スピニングマスジャイロ”とは、角運動を検知するために連続回転するマスを用いる ジャイロをいう。

“Spread spectrum”[スペクトル拡散](カテゴリー5)―

相対的に狭い通信チャンネルにおけるエネルギーを、より広いエネルギースペクトルへと拡散させる技術をいう。

“Spread spectrum radar”[スペクトル拡散レーダー](カテゴリー6)―

(“Radar spread spectrum”を参照のこと)

“Stability”[安定性](カテゴリー7)―

安定した温度条件の下で計測されたある特定のパラメータについて、その較正值からのバラツキの標準偏差(1シグマ)をいう。時間の関数として表すことができる。

“Stability”の定義の注: ジャイロスコープについて、“Stability”[安定性]は、公称測定時間と一致した積分周期(すなわち、サンプリング時間)で、アラン分散ノイズ解析値で算出された値で評価することも可能である。公称測定時間には、アラン分散ノイズ解析が、不安定になる点を越えてレートランダムウォーク又はレートランプの分布範囲に入ったと公称測定時間と一致した積分周期から推定することを含む(IEEE Std 952-1997 [R2008]参照)。アラン分散ノイズ解析は、マイクロ電子機械システム(MEMS)ジャイロスコープの特性を示すために使用され、また、他のジャイロスコープ(例えば、リングレーザージャイロスコープ(RLGs)及び光ファイバージャイロスコープ(FOGs))にも適用される。

Steady State Mode [定常状態](カテゴリー9)

用語“定常状態”とは、当該ガスタービンエンジンの吸気口の周囲の温度及び気圧が一定の場合において、当該ガスタービンエンジンのパラメータ(例えば、推力/馬力、回転数及びその他のパラメータ)にはつきりと感知できる変動がないエンジンの運転状態をいう。

“Stored program controlled”[蓄積プログラム制御方式](カテゴリー2、3及び5)―

あらかじめ決められた機能の実行を指示するために、プロセッサが実行することができる電子的記憶装置内に蓄積された命令を用いた制御方式をいう。

注: 制御装置は、電子的記憶装置がその内部又は外部の何れにあるかを問わず、“蓄積プログラム制御方式”であるとみなすことができる。

Subgroup on Nuclear Export Coordination (SNEC) [核輸出調整サブグループ](SNEC).

SNECは、国務省が議長となり、主に核不拡散(NP)理由で規制される品目に関わる申請の審査を行なう。SNECは、NP理由で規制されない品目に関わる申請であっても、NP懸念国及び/又はNP懸念最終用途/最終需要者を仕向先とする申請の審査も行なう。

Subject to the EAR [EARの対象]

産業安全保障局(BIS)がEARに基づく規制の管轄権を行使する貨物、ソフトウェア、技術及び行為を記述するために、EARの中で用いられる用語(EAR § 734.2(a)参照)。

Subject to the ITAR [ITARの対象]

米国国務省防衛取引管理部(DDTC)が、国際武器取引規則(ITAR)に基づく規制の管轄権を行使する貨物、ソフトウェア、技術(すなわち、技術資料)及び防衛役務を記述するために、EARの中で用いられる用語(22 CFR § 120 から § 130 参照)。

“Substrate”[基板](カテゴリー3)―

“個別部品”若しくは集積回路又はその両方を、基板上若しくはその中に配置できるようになっている薄板状のものであって、相互接続の有無によらないものをいう。

注: “Discrete component”[個別部品]

単独にパッケージされた“回路素子”であって、それ自体で外部接続を持つものをいう。

“Substrate blanks”[基板材料](カテゴリー3及び6)―

反射鏡又は光学窓その他の光学部品を製造するために最適な特質を持つモノリシック材料をいう。

“Superalloy”[超合金] (カテゴリー2 及び 9) --

ニッケル、コバルト又は鉄の合金であって、922K (694°C) を超える温度における使用条件のもとで、AISI 300 系列より優れた強度を有するものをいう。

“Superconductive”[超伝導] (カテゴリー1、3、5P1、6 及び 8) --

すべての電気抵抗を消失することができる (すなわち、無限の導電率に到達することができ、ジュール熱の発生なしに大電流を流すことが可能な) 材料 (すなわち、金属、合金又は化合物) をいう。

注：材料の“超伝導”状態は、“臨界温度”、温度の関数である臨界磁場、及び、磁場と温度の両方の関数である臨界電流密度によって個々に特徴づけられる。

“Super High Power Laser”[超高出力レーザー] (SHPL) (カテゴリー6) --

50 ミリ秒間に 1 キロジュールを超えるエネルギーを (合計又は一部において) 出力できる又は平均出力若しくは持続波の定格出力が 20 キロワットを超える“レーザー発振器”をいう。

“Superplastic forming”[超塑性成形] (カテゴリー1 及び 2) --

通常の室温引張試験で破断時の伸びが低い (20%未満) ことで特徴づけられる金属を、熱間で少なくとも 2 倍以上の伸び値を達成する加工プロセスをいう。

“Symmetric algorithm”[対称アルゴリズム] (カテゴリー5, part II)

暗号化と復号の両方に同一の鍵を使用する暗号アルゴリズムをいう。“対称アルゴリズム”の共通の用途は、データの秘匿である。

System[システム]

これは、“最終品目”、“部品”、“部分品”、“附属品”、“アタッチメント”、ファームウェア、又はソフトウェアを組み合わせたものであって、特異的な機能を実行するために共に動作するものをいう。

注：INCOSE[システムエンジニアリング国際評議会]及び NASA により制定された産業基準は、貨物及びソフトウェアが共に動作してシステムとしての機能を果たす事例を提示している。この注釈の中で、これらの基準に対して、貨物又はソフトウェアが共に動作してシステムとしての機能を果たす補足的な事例を提示する言及が含まれている。(http://g2sebok.incose.org/app/mss/asset.cfm?ID=INCOSE%20G2SEBOK%202.00&ST=F)、及び(INCOSE システムエンジニアリング・ハンドブック v3.1 2007; ISO/IEC 15288:2008)で、何がシステムを構成するかの事例についての INCOSE[システムエンジニアリング国際評議会]の基準を参照のこと。(NASA のシステムエンジニアリング・ハンドブック SP-2007-6105 Rev 1)で、何がシステムを構成するかの事例についての NASA の基準についても参照のこと。

Technology[技術]

技術は以下を意味する：

品目の“開発”、“製造”、“使用”、操作、据付、保守、修理、オーバーホール、又は分解修理 (又は“技術”を規制する CCL において ECCN で指定されるその他の用語) のために“必要な”情報。

**技術の定義に対する注 1：**“技術”は、書面又は口頭での伝達、青写真、図面、写真、設計図、線図、モデル、数式、表、設計仕様書、CAD ファイル、マニュアル若しくは資料、電子メディア又は視察を通して明らかにされる情報等の有形又は無形の形態をとる場合がある。

**技術の定義に対する注 2：**既存の品目の設計変更は新しい品目及び技術を創出する、そして、変更された設計に関する技術は新しい品目の開発又は製造のための技術である。

“Terminal interface equipment”[端末インタフェース装置] (カテゴリー4) --

情報を通信システムに入出力する装置をいう (例えば電話、データ装置、コンピュータ、ファクシミリ装置)。

Three dimensional integrated circuit[三次元集積回路] (カテゴリー3)

半導体ダイ又はアクティブデバイス層の集合体であって、デバイス層同士の相互接続を形成するためのインターポーザー、基板、ダイ又は層を完全に貫通するビアを有するものをいう。インターポーザとは、電氣的接続を可能にするためのインタフェースをいう。

“Tilting spindle”[ティルティングスピンドル] (カテゴリー2) --

加工中に中心線の他の軸に対する角度を変更することができる工具装着スピンドルをいう。

“Time constant”[応答時定数] (カテゴリー6) --

電流を増加させる光刺激を加えてから、電流が最終値の  $(1-1/e)$  倍 (すなわち、最終値の 63%) に達するのに要する時間をいう。

“Tip shroud”[チップシュラウド] (カテゴリ-9)

エンジンタービンケーシングの内側表面に取り付けられた環状の部分品（一体構造又は分割構造）又はタービンブレードの先端機構をいい、主に固定された部分品と回転する部分品の隙間にガスシールをするものである。

“Total control of flight”[飛行の全行程を管理する] (カテゴリ-7)

目標、危険又は他の航空機に関するデータにおける実時間の変化に反応しながら目的を達成するために航空機の状態変数及び飛行の全行程を管理することをいう。

“Total digital transfer rate”[総合デジタル伝送速度] (カテゴリ-5) --

デジタル伝送システムの通信装置間の単位時間あたりに伝送される信号ビット（情報ビット並びにラインコーディング、オーバーヘッド及びその他の付加ビットを含む）数をいう。（“digital transfer rate”についても参照のこと。）

“Toxins”[毒素] (カテゴリ-1 及び 2)

故意に隔離培養された物又は混合物の形態をとる毒素をいう（どのように製造されたかは問わない）（病理学の検体、農作物、食料品又は“微生物”の種を除く）。

Transfer [移転]

米国の国内又は国外のいずれかにおいて、EAR 対象品目を発送、伝送、又は引渡しを行うことをいう。Incountry transfer/transfer (in-country) [国内における移転] については、EAR § 734.16 を参照のこと。

**Transfer [移転] の定義に対する注：** この“移転”についての定義は、EAR § 750.10 又は EAR § 760 付則 8 には適用されない。用語“Transfer [移転]”は、BIS により発行される輸出許可証にも含まれる場合がある。その点に関して、BIS の輸出許可証で行うことができる変更は、EAR § 750.7(c) で定める余り重要でない変更である。BIS の輸出許可証に対するその他の変更を認可を受けずに行うことは EAR の違反となる。EAR § 750.7(c) 及び § 764.2(e) を参照のこと。

“Tunable”[波長可変] (カテゴリ-6) --

複数のレーザー遷移にまたがるすべての帯域で連続的に出力波長を変えることができる“レーザー発振器”の能力をいう。波長選択可能“レーザー発振器”は、1 つのレーザー遷移の範囲内で離散的な波長を出力するものであり、“波長可変”とはみなされない。

U. S. person [米国人]

(a) EAR § 740.21(e) (1)、§ 744.6、§ 744.10、§ 744.11、§ 744.12、§ 744.13 及び § 744.14 でいうところの用語米国人には以下の者を含む：

- (1) 米国の市民権を有する個人、米国の永住権を有する外国人、又は 8 U. S. C. 1324b(a) (3) で定義される保護を受けている人；
- (2) 米国の法律又は米国内の司法権によって組織される法人であって、外国の支店を含む；及び
- (3) 米国在住者。

(b) EAR § 740.9、§ 740.14、及び § 740.21(f) (2) 並びに § 746 及び § 760 で特定される“U. S. person” [米国民] の定義については、これらの節及び章もあわせて参照のこと。

U. S. subsidiary [米国子会社]

暗号品目に適用されるとき、以下のものをいう：

(a) 米国企業の外国支店；又は

(b) 米国の事業者の外国の子会社又は事業者であって、次のいずれかに該当するもの：

- (1) 米国の事業者が外国の支店若しくは事業者の 25%以上の議決権付証券を受益的に所有若しくは管理（直接的であるか間接的であるかを問わない）していること、ただし、他の誰もが同等以上の割合で所有又は管理（直接的であるか間接的であるかを問わない）していない場合に限る；又は
- (2) 外国の事業者が独占的経営管理契約条項に従って米国の事業者により運営されていること；又は
- (3) 外国の子会社若しくは事業者の取締役の過半数が米国の事業者の相当する理事会のメンバーでもあること；又は
- (4) 米国の事業者が外国の子会社若しくは事業者の取締役の過半数を指名する権限を有していること；又は
- (5) 米国の事業者が外国の子会社又は事業者の最高経営執行者を指名する権限を有していること。

## Ultimate consignee[最終荷受人]

輸出又は再輸出された品目を受け取る海外に在住する主たる受益者をいう。最終荷受人は、運送業者又はその他の仲介者ではないが、最終使用者である場合がある。

## Unidirectional positioning repeatability[一方向位置決め繰返し性] (Cat 2)

工作機械の各軸の ISO 230-2:2014 の 3.21 又は同等の国家規格で定義される R↑ 及び R↓ (行きの方向と帰りの方向の一方向位置繰返し性の数値) の小さい方の数値をいう。

## United States[米国]

特に指定のない限り、50 州 (浸水地法 (43 U.S.C. 1311) 第 3 節に従ってこれらの支配権の及ぶ沖合の海域を含む)、コロンビア特別区、プエルトリコ、並びに米国のすべての準州、保護領及び属領をいう (19 U.S.C. 81A-81U に従って制定された外国貿易地帯 及び沖合大陸棚法 (43 U.S.C. 1331(a)) 第 2(a) 節で定義される外洋の大陸棚も含む)。

## United States airline[米国航空会社]

航空会社としての事業に従事することを米国政府より認可された米国市民をいう。この定義でいうところの米国市民は以下の者である：

- (a) 米国又は米国の属領の市民である個人；又は
- (b) 合名会社であって、各社員が上述の個人であるもの；又は
- (c) 米国又は米国の州、準州又は属領の法令のもとに創設又は組織された会社又は協会であって、社長及び取締役会の 3 分の 2 及びその他の及び常務執行役員が上述の個人であって、かつ、議決権付き株式の 75 パーセント以上が米国又は米国の属領の市民権を有する者によって所有又は管理されているもの。

## Unmanned aerial vehicles ("UAV") [無人航空機] (カテゴリ-9)

人間が搭乗することなしに、飛行を開始し、かつ、制御された飛行及び航行を維持することができる“航空機”をいう。

**“Unmanned aerial vehicles” (“UAV”) [無人航空機] の定義の注：** EAR § 744.3 でいうところにおいて、unmanned air vehicles (“unmanned aerial vehicles” [無人航空機] と同じ) には、限定されるものではないが、巡航ミサイル、無人標的機、及び無人偵察機を含む。

“Usable in”、“usable for”、“usable as” or “Capable of” [利用可能な又は能力を有する] (MTCR 関連) -- 特定の目的に適した装置、部品、部分品、材料又は“ソフトウェア”をいう。その装置、部品、部分品、材料又は“ソフトウェア”は、特定の目的のために設定されたり、変更されたり、指定されたものである必要はない。例えば、軍仕様の記憶回路は、誘導装置において動作する“能力を有する”ことがよくある。

“Use” [使用] (すべてのカテゴリ-及び General Technology Note) --

操作、据付 (現場据付を含む)、保守 (点検)、修理、オーバーホール及び分解修理をいう。

**注：** ECCN が見出し又は規制条文において“使用”の六つの要素のうち一つ以上を指定している場合、それらの指定された要素のみがその ECCN に番号分類される。

“User-accessible programmability” [使用者によるプログラムの書換えが可能] (カテゴリ-~~4、5~~ 及び 6) -- 次に該当する手段以外の手段により、使用者が“プログラム”を挿入し、改造し、又は置き換えることができる機能をいう：

- (a) 配線若しくは接続の物理的変更；又は
- (b) 機能制御の設定 (パラメータ値の入力を含む)。

## Utilization facility[利用設備]

- (a) 原子力規制委員会規則 10CFR 110.2 で定義されるように、利用設備は、原子炉 (生産設備である原子炉を除く)、及び原子炉の主要構成装置であって、次のいずれかに該当するものをいう：
 

原子炉の炉心に収容するように設計された圧力容器 (生産設備である原子炉を除く)、及び原子炉の主要構成装置であって、以下に該当するもの：

  - (1) 一次冷却材を循環させるポンプ；
  - (2) 原子炉への燃料装荷、取出装置；及び
  - (3) 燃料調節棒。
- (b) 利用設備には、原子力発電所の蒸気タービン発電機の部分については含まない。

“Vector Rate” [ベクトル生成速度] (カテゴリ-4) --

“Two dimensional Vector Rate”；“Three dimensional Vector Rate”を参照のこと。



## You[あなた]

自然人を含むあらゆる者（米国又は外国の市民権を有する者）；あらゆる企業；あらゆる政府、政府機関、政府省庁又は政府委員会；あらゆる労働組合；あらゆる友愛組織又は社会組織；及びその他の協会又は組織をいう（利益のために組織されたものであるか否かを問わない）。